

令和元年度 指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導 次第
【訪問系サービス・移動系サービス】

場所：第4庁舎 2階ホール
日時：令和元年9月25日（水）

1 あいさつ 13:30

2 説明

- (1) 指導、運営等について
- (2) 請求事務等について
- (3) 移動系サービスについて
- (4) 虐待対応について
- (5) 相談支援の拡充について

※途中に休憩をはさみます。

3 事務連絡

4 終了 15:30

令和元年度 指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導 次第
【訪問系サービス・移動系サービス】

場所：第4庁舎 2階ホール
日時：令和元年9月27日（金）

1 あいさつ 9:30

2 説明

- (1) 指導、運営等について
- (2) 請求事務等について
- (3) 移動系サービスについて
- (4) 虐待対応について
- (5) 相談支援の拡充について

※途中に休憩をはさみます。

3 事務連絡

4 終了 12:00

令和元年度 障害福祉サービス事業所等集団指導 訪問系サービス・移動系サービス

川崎市健康福祉局
障害保健福祉部障害計画課
事業者指定担当、事業者指導担当

1

目 次

1. 指定基準について
2. 必要な届出について
3. 共生型サービスについて
4. 指導・監査について
5. 運営について
6. その他

2

1. 指定基準について

3

1

指定基準について (人員基準)

【人員基準における「常勤」とは】

事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していることをいいます。(※ 一部の例外あり)

【人員基準における「常勤換算」とは】

従業者のそれぞれの勤務時間数の総数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算することです。

※勤務時間は休憩時間を除いた実労働時間です。

4

管理者	・常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
サービス提供責任者	・事業規模に応じて1人以上 (管理者の兼務及び常勤換算も可能)
従業者	・常勤換算で2.5以上

サービス提供責任者の要件

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修修了者
- ③ 介護職員基礎研修修了者
- ④ 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ⑤ 居宅介護職員初任者研修修了者 かつ 3年以上介護等の実務経験有
※⑤の者が作成した居宅介護計画に基づき支援を行った場合は報酬の10%減算となる。

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」（昭和63年厚生省通知）（以下「業務の範囲通知」という。）

従業者の要件

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修修了者
- ③ 居宅介護職員初任者研修
- ④ 介護職員初任者研修
(障害者居宅介護従業者基礎研修) 等

「指定居宅介護等の提供にあたるものとして厚生労働大臣が定めるもの」
(平成18年厚生労働省告示538号)

行動援護従業者の要件

行動援護従業者養成研修課程修了者
または
強度行動障害支援者養成研修
(基礎研修及び実践研修)修了者



1年以上の実務経験
(「業務の範囲通知」に定める知的障害者、知的障害児または精神障害者の直接支援業務)

<経過措置>

行動援護従業者養成研修を未修了の者については、初任者研修課程修了者等であって、「業務の範囲通知」に定める知的障害者、知的障害児または精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあっては、平成30年3月31日までの間は、当該研修を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところだが、本経過措置については平成33年(2021年)3月31日まで延長する。

行動援護サービス提供責任者の要件

行動援護従業者養成研修課程修了者
または
強度行動障害支援者養成研修
(基礎研修及び実践研修)修了者



3年以上の実務経験
(「業務の範囲通知」に定める知的障害者、知的障害児または精神障害者の直接支援業務)

<経過措置>

行動援護従業者養成研修を未修了の者については、居宅介護事業所等のサービス提供責任者の資格要件のいずれかの要件に該当し、かつ、「業務の範囲通知」に定める知的障害者、知的障害児または精神障害者の直接支援業務に5年以上の従事経験を有する者にあっては、平成30年3月31日までの間は当該研修を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところだが、本経過措置については平成33年(2021年)3月31日まで延長する。

同行援護従業者の要件

以下の①～④のいずれかを満たす者を常勤換算で2.5人以上配置

- ① 国立障害者リハビリテーション学院視覚障害学科の教科を修了した者(またはこれに準ずる者)
- ② 同行援護従事者養成研修一般課程を修了した者(盲ろう者向け通訳・介助員については平成33年(2021)年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。)
- ③ 初任者研修修了者及び視覚障害者外出介護従事者養成研修修了者であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した者
- ④ 基礎研修修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した者
→「報酬の10%を減算」

<経過措置>

地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事する盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33年(2021年)3月31日までの間、同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなすこととするが、暫定的な措置であるため、当該従業者が同行援護を提供した場合は、報酬の10%を減算する。

同行援護サービス提供責任者の要件

以下の①かつ②、または③のいずれかを満たす者

- ① 居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者
- ② 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者
- ③ 国立障害者リハビリテーション学院視覚障害学科の教科を修了した者(またはこれに準ずる者)

<平成30年4月以降の訪問系サービスの従業者要件等について>

訪問系サービスの従業者要件のうち、経過措置又は暫定的な取扱いとしてこれまで示されていた要件等の平成30年4月以降の取扱いについては、以下のインターネットサイトに掲載しております平成30年2月9日付け厚生労働省事務連絡にて詳細を御確認ください。

○掲載先

インターネットサイト「障害福祉情報サービスかながわ」

書式ライブラリ→3. 川崎市からのお知らせ→1. 川崎市からのお知らせ→2018/02/15 平成30年4月以降の訪問系サービスの従業者要件等について

1

指定基準について

管理者の役割

- 従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- 従業者に規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

サービス提供責任者の役割

- 個別支援計画作成に係る一連の業務を行う。
- 利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

11

1

指定基準について

(設備基準)

事務室	・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設ける
受付等の スペース	・利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペースを設ける
設備・備品等	・必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること

12

自立生活援助

1. 基本方針

○指定自立生活援助の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

2. 人員基準

従業者	地域生活支援員	・自立生活援助事業所ごとに、1人以上 利用者数が25人又はその端数を増すごとに1人
	サービス管理責任者	・利用者数が30人以下：1人以上 ・利用者数が31人以上：1人に、利用者数が30人を超えて又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
3. 実施主体		

○指定自立生活援助は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

4. 支援内容

○指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。また、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

13

2. 必要な届出について

14

2 必要な届出について

変更の届出

届け出ている内容に変更が生じた場合、変更の日から10日以内に川崎市に届け出る必要があります。

※ 変更事項ごとに必要な書類の一覧表、および必要書類の様式等は次スライドに記載の掲載先を御参照ください。

※ 事業所を移転する場合は必ず事前に御相談ください。この場合は、設備基準等を確認するために、前月15日までの届出が必要です。

各種加算・減算に変更がある場合

「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」を提出する必要があります。

○ 加算の算定の場合

算定を開始する月の前月15日までに提出をする必要があります。

※福祉・介護職員処遇改善(特別)加算又は福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は、「福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届出書」又は「福祉・介護職員等特定処遇改善加算届出書」を算定する月の前々月末までに提出する必要があります。

○ 加算の要件を満たさない場合

要件を満たさなくなった日から算定できませんので、速やかに届出をする必要があります。15

2 必要な届出について

廃止・休止の届出

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| ・廃止、休止の場合 | ⇒ 廃止、休止の <u>1か月前</u> までに提出 |
| ・再開の場合 | ⇒ 人員基準を確認する為に、 <u>前月15日</u> までに届出 |

※ 必ず事前に御相談ください。

※ 詳細は以下の掲載先を御参照ください。

変更(廃止・休止)の届出 資料等掲載先

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=101&topicid=3

(「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「5. 変更(休止・廃止)の届出」)

2

必要な届出について

● 事故報告について

サービス提供中に事故が発生した場合には、当該利用者の家族、川崎市、各区役所等に連絡をとり、必要な措置を講じる必要があります。

● 根拠

基準第41条

● 報告先

報告先	事故内容
川崎市	1 通院を要する怪我、2 死亡、3 骨折、4 誤嚥、5 食中毒、6 感染症 7 所在不明、8 職員の法令違反・不祥事、8 その他必要と認められる事故
各区役所	上記の内容を、支給決定を行った市町村に報告

● 様式等について

「事故報告書様式」および事故報告の手順等について定めた「事故報告取扱要領」につきましては、以下掲載先からご確認ください。

「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「3. 川崎市からのお知らせ」
⇒「10. 各種様式(請求・事故報告関連)」⇒「1. 共通」⇒「2017/03/23付」

17

3. 共生型サービスについて

18

3 共生型サービスについて

共生型サービスとは

- 介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくするもの(もう一方の制度の基準を満たすために新たに設備を設けたり、支援職員を配置することを要さない)
 - ・障害のある利用者(障害福祉サービスの利用者)が65歳以上になっても使いなれた事業所のサービスが利用しやすくなる
 - ・福祉事業所が少ない地域で、限られた人材をうまく活用しながら多様なニーズに対応できるといったメリットが考えられる。

報酬について

- 本来的な指定基準を満たすわけではないため、本来の報酬単価とは区別される
- 各加算については、算定要件を満たした場合に算定できる
- 当該サービスの専門職員の配置や地域交流の場の提供等の実施を加算で評価

19

共生型サービスの基準・報酬の設定

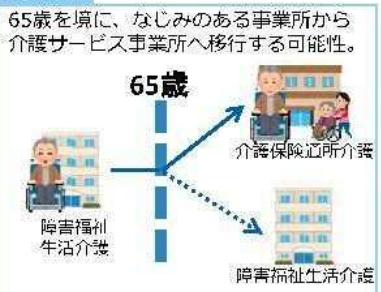
○ 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

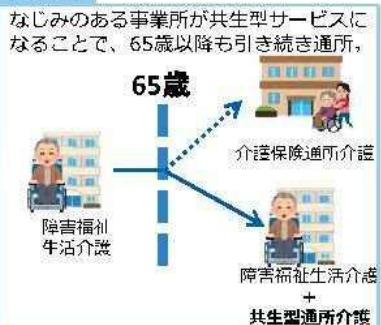
○ 介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）

見直し前
山間地域など近くに事業所がない場合、遠方の事業所までの通所が必要。


見直し後
近隣の通所介護事業所が共生型生活介護になることで、身近な場所でのサービスが可能に。


○ 障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）

見直し前
65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。


見直し後
なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所。


【障害福祉サービス等報酬の例】
○ 介護保険の通所介護事業所が、障害者への介護を行なう場合 694単位
○ 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。
【例】

- ・サービス管理責任者配置等加算（新設） 58単位
- ・共生型サービス体制強化加算（新設）
 - ① 児童発達支援管理責任者を配置 103単位
 - ② 保育士又は児童指導員を配置 78単位

20

3

共生型サービスについて

介護保険事業所、障害児通所支援事業所が共生型として障害福祉サービスを行う場合

共生型障害福祉サービスの種類	共生型障害福祉サービスの指定を受けられる事業所	
	介護保険事業所	障害児通所支援事業所
共生型居宅介護	訪問介護	—
共生型重度訪問介護	訪問介護	—
共生型生活介護	通所介護 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	児童発達支援 放課後等デイサービス
共生型短期入所	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	—
共生型自立訓練 (機能訓練) 共生型自立訓練 (生活訓練)	通所介護 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模居宅介護	—

21

3

共生型サービスについて

介護保険事業所、障害福祉サービス事業所が共生型として障害児通所支援を行う場合

共生型障害児通所支援の種類	共生型障害児通所支援の指定を受けられる事業所	
	介護保険事業所	障害福祉サービス事業所
共生型児童発達支援 共生型放課後等デイサービス	通所介護 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	生活介護

障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所が共生型として介護保険サービスを行う場合

共生型介護保険サービスの種類	共生型(介護保険サービス)の指定を受けられる 障害福祉事業所／障害児通所支援事業所
共生型訪問介護	居宅介護 重度訪問介護
共生型通所介護	生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 児童発達支援 放課後等デイサービス
共生型短期入所生活介護	短期入所(障害者支援施設の併設型及び空床利用型に限る)

22

4. 指導・監査について

23

4

指導・監査について

指導の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）及び関連法令等に基づいて、基本的事項の周知徹底をすることで、支援内容の質の確保及び、介護給付費等の支給の適正化を図ること。

24

4 指導・監査について

基本的な法令等

- ① 「川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」
(平成24年川崎市条例第69号。以下「基準」という。)
- ② 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(平成18年厚生労働省告示第523号)
- ③ 「厚生労働大臣が定める一単位の単価」
(平成18年厚生労働省告示第539号)

25

4 指導・監査について

指導の実施

「川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律指定事業者等指導実施要綱」に基づき実施

● 集団指導

市指定事業者等に対して、指導事項等が生じた場合、適宜、指導内容に応じて集団を選定し実施する。

● 実地指導

市指定事業者等のうち、前年度において、実地指導を実施していない指定障害者支援施設設置者等を対象に実施する。

市指定事業者等のうち、前年度及び前々年度において、実地指導を実施していない指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者等及び指定特定相談支援事業者等を対象に実施する。

26

監査の実施

「川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律指定事業者等監査実施要綱」に基づき実施

● 監査

市指定事業者等の自立支援給付対象サービス等の内容等について障害者総合支援法に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を探ることを主眼とする。

5. 運営について

5 運営について

居宅介護の基本方針

居宅介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定居宅介護」という。)の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準第5条第1項)

29

5 運営について

重度訪問介護の基本方針

重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助及び外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準第5条第2項)

30

5 運営について

行動援護の基本方針

行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準第5条第4項)

31

5 運営について

同行援護の基本方針

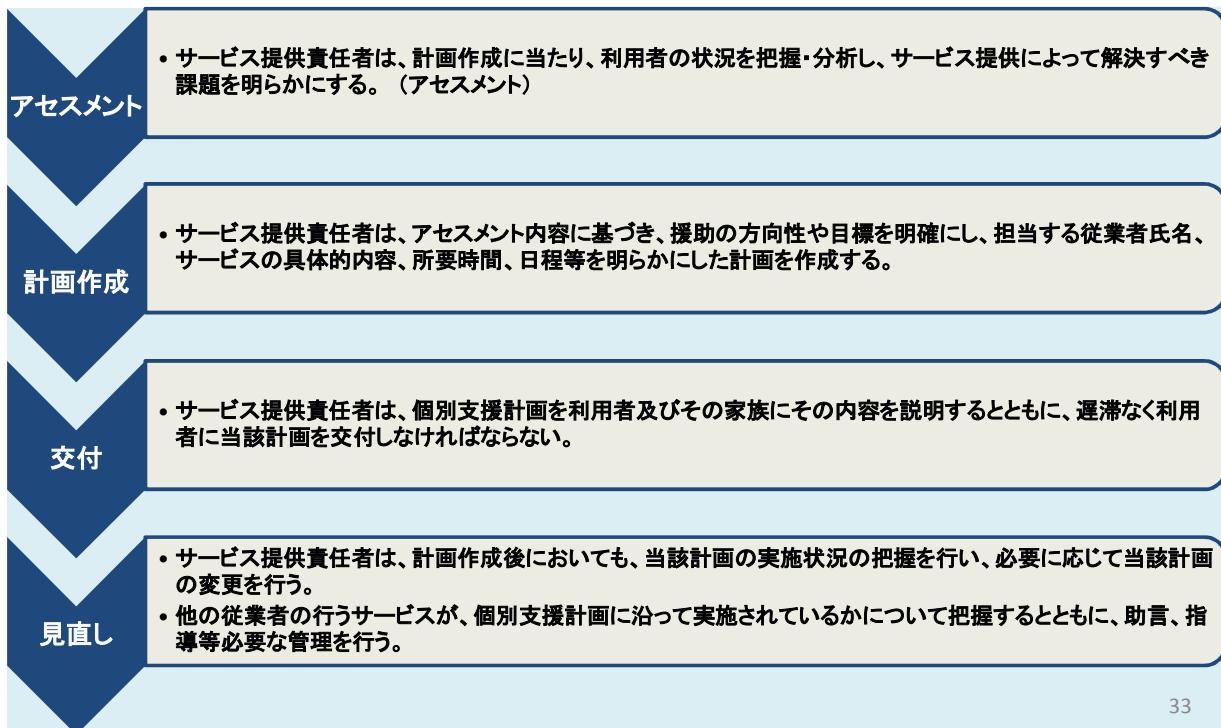
同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準第5条第3項)

32

5 運営について

個別支援計画作成の流れ



33

5 運営について

計画の説明・同意及び交付について

個別支援計画の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければなりません。

個別支援計画には、利用者等への説明、同意、交付日等が確認できるよう、次のような記載をすることをお勧めします。なお、利用者等への説明はサービス提供責任者が行う必要があります。

【例】

個別支援計画

上記計画について説明を受け、同意し、交付を受けました。

○年○月○日	利用者氏名	○○ ○○ 印
	説明者	○○ ○○ 印

34

5 運営について

掲示物について

(重要事項の掲示)

基準第36条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

35

5 運営について

記録の整備について

(記録の整備)

基準第43条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

※ 少なくとも次に掲げる記録を整備すること

① 指定居宅介護に関する記録

- 基準第20条に規定する指定居宅介護の提供に係る記録
- 基準第27条に規定する居宅介護計画
- 基準第40条に規定する苦情の内容等に係る記録

② 基準第30条に規定する市町村への通知に係る記録

36

5 運営について

過去の実地指導監査結果から

● 監査実施の実例

区分	共同生活援助	児童発達支援・放課後等デイサービス	福祉型児童発達支援センター・保育所等 訪問支援・児童発達支援
結果	<ul style="list-style-type: none">管理者は、平成28年1月から平いにもかかわらず、児童発達支援管理責任者を配置していない月がある等の状況から、常勤専従の児童発達支援管理責任者を配置していな者が退職し不在であったにもかかわらず、児童発達支援計成29年9月に至るまで、指定事業所内で入居者14名から合計9, 855, 382円を横領していた。	<ul style="list-style-type: none">児童発達支援管理責任者が一切勤務していない月がある等の状況から、常勤専従の児童発達支援管理責任者を配置していな者が退職し不在であったにもかかわらず、児童発達支援計成29年9月に至るまで、指定事業所内で入居者14名から合計9, 855, 382円を横領していた。監査において、実際には勤務実態のない児童発達支援管理責任者が、勤務しているた、等。	<ul style="list-style-type: none">配置が必須の児童発達支援管理責任者を配置していな者が退職し不在であったにもかかわらず、児童発達支援計成29年4月から平成30年2月までの期間に児童発達支援管理責任者が、勤務しているた、等。
行政 処分	<ul style="list-style-type: none">障害者総合支援法第50条第1項第2号に該当するため、平成30年4月1日から指定の全部の効力を3月停止する処分を行った。	<ul style="list-style-type: none">児童福祉法第21条の5の24第1項第5号、第6号及び第10号に該当するため、指定の全部の効力を6月停止する処分を行った。	<ul style="list-style-type: none">児童福祉法第21条の5の24第1項第5号に該当するため、指定の全部の効力を3月停止する処分を行った。

37

5 運営について

過去の実地指導監査結果から

● 監査実施の実例

区分	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス
結果	<ul style="list-style-type: none">事業所の指定申請時に児童指導員として届け出た従業者について、当該従業員は実際には在籍していないにも関わらず在籍しているように見せかけた上、実務経験証明書の経験日数等を偽り、さらに実際の学歴と異なる大学の学位記を偽造して提出した。また、開設当初から児童指導員が一切勤務せず、市が条例で定める人員基準を満たさないことを認識しているが、それを偽って指定の申請を行い、指定を取得した。加えて、人員基準を満たしていない状態にも関わらず、人員欠如減算を行わず、障害児通所給付費を不正に請求し、受領していた。監査において、非常勤保育士の勤務について、事実と異なる勤務形態、勤務日数及び時間数等を説明し、虚偽の答弁をした。また、実地指導や監査において、虚偽の給与明細、賃金台帳、タイムカード及び勤務シフト表等を出した、等。	<ul style="list-style-type: none">常勤専従の児童指導員として届け出された従業者が一切出勤せず、人員基準上配置すべき従業者を配置しなかった。放課後等デイサービス計画を一切作成しない事業や条例の規定どおりに作成していない事業が散見し、かつ各保護者に無断で同姓の印鑑を用意した上、放課後等デイサービス計画の説明、同意、及び交付をせず無断で計画書に押印するなどして、条例に違反した状態のまま事業を運営し続けた。人員欠如減算や通所支援計画等未作成減算を行わなかった。また、要件を満たさない状態で不正に請求し、受領していた加算があった。虚偽の変更届及び日数を偽造した実務経験証明書を提出した。監査において虚偽の勤務表を提出し、虚偽の答弁を行った。また、期限までに報告を行わなかった、等。
行政 処分	指定取消し	指定の全部の効力を6月停止

38

6. その他

39

6

その他 (業務管理体制の整備に関する届出について)

不正事案の発生防止を目的とし、事業運営の適正化を図るための体制の整備を事業者に対して求めるものです。具体的には以下のとおりです。

「法令遵守責任者」を定める

- 事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者
- 全事業者が対象

「法令遵守規程」を整備

- 法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したもの
- 事業所数が20以上の事業者が対象

「業務執行の状況の監査」を実施

- 外部監査等を実施するもの
- 事業所数が100以上の事業者が対象

◆ より詳しい内容は、以下に資料を掲載しておりますのでご確認ください。

「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「3. 川崎市からのお知らせ」⇒「11. 業務管理体制の整備に関するお知らせ」

40

重要なお知らせ等の配信について

各種研修や制度改正等に関する情報はインターネットサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載するとともに、同サイトにご登録頂いているアドレス宛に、メールを送信することで周知を図っております。

同サイトにメールアドレス登録がまだお済みで無い場合、または、登録の状況が「仮登録」の場合はメールが送信されません。以下記載の場所に掲載されている手順等をご確認いただき、早急にご登録をお願い致します。

<メールアドレス登録に関する手順の掲載先>

- ・「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「10. 利用マニュアル・振興会からのお知らせ等」⇒「操作マニュアル」⇒「2013/06/18付け」

<問合せ先>

- ・公益社団法人かながわ福祉サービス振興会情報活用課 ID・パスワード担当
電話:045-680-5686

41

情報公表制度について

独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」(WAM-NET)上に、各事業所から報告していただいた情報を掲載しています。

年度ごとに情報を更新する必要があります。また、事情所の状況に変更があった場合は、こちらの報告もお願いいたします。詳細は要綱のほか、WAM-NETから発信されるメールを御確認ください。

<ログインID取得の手順の掲載先>

- ・市内で事業所を開設している法人単位でログインIDを発行します。新規に事業所を開設した法人は、以下にある様式を使用してFAXにて必要情報をお知らせください。
登録が終了したら、WAM-NETからメールでお知らせします。
- ・「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「3. 川崎市からのお知らせ」⇒「10. 各種様式(請求、事故報告関連)」⇒「1. 共通」⇒「2019/05/16付け」

<問合せ先>

- ・障害計画課事業者指導担当

42

・請求事務について

障害計画課給付係

令和元年9月25日(水)

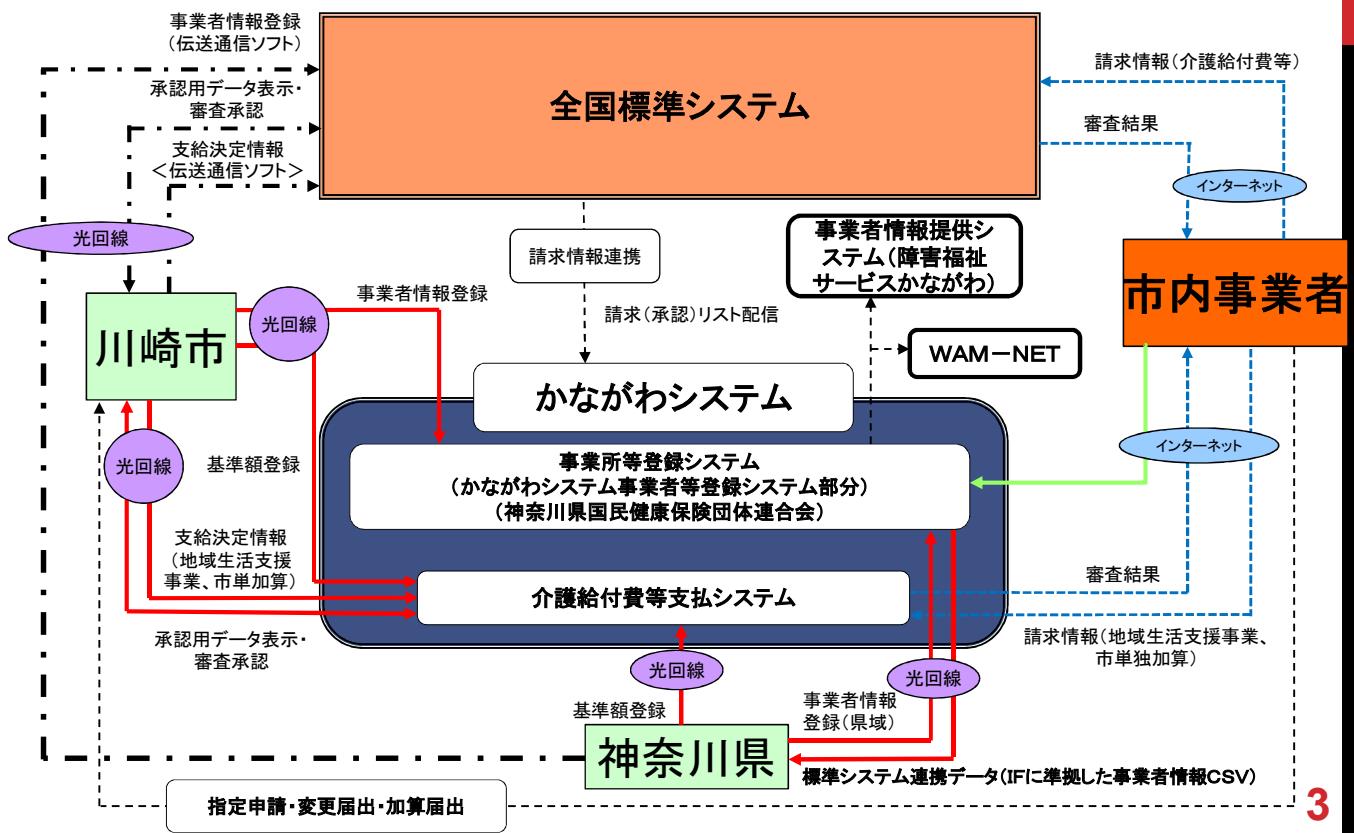
9月27日(金)

1

共通・一般的事項

2

神奈川県・川崎市の支払システム概要図



3

全国標準システムとかながわシステムの比較

	全国標準システム	かながわシステム
請求内容	法定給付費	地域生活支援事業等
請求期間	毎月1~10日	毎月1~10日(最終日は17時まで)
請求期間内のエラーチェック	原則、毎月5~9日の間に2回仮審査がある	請求期間内は毎晩チェックがかかり、翌日には結果が確認できる
同一請求期間内に請求情報を複数回送信(登録)した場合	【先勝ち】最初に送信した請求情報が残り、後から送信した請求情報は受けられず、重複エラーとなる。 ⇒Aさん、Bさん、Cさんの請求情報を送信した後にAさん(修正)、Bさん、Cさん、Dさんの請求情報を送信した場合、Dさんの請求情報のみ受けられ、Aさん(修正)、Bさん、Cさんの請求情報は重複エラーにより受けられない。	【上書き】後から登録した情報に上書きされる。 ⇒Aさん、Bさん、Cさんの請求情報を登録した後にDさんの請求情報を登録した場合、Dさんの請求情報のみ登録され、Aさん、Bさん、Cさんの請求情報は消えてしまう。
エラー等	アルファベット2文字+算用数字2桁 例)EG31、PP19	算用数字4桁 例)9562、9560

4

報酬の基準

○ 報酬及び加算の基準

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)

⇒ 【報酬告示】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)

⇒ 【留意事項通知】

＜報酬のイメージ＞



5

過誤申立・請求取下について①

- 過誤取消とは、既に承認済みの請求を取消すことです。
- 請求取下とは、当月の請求(未承認)を取消すことです。
- 過誤は3日まで、取下は20日までに申立ててください。
- 取下は毎月11日から20日が送信可能期間です。対象となる請求は当月10日までに請求したものです。21日以降に送信する場合や前月以前に請求したものについては、過誤に該当しますので、チェック項目①で過誤申立にチェックしてください。
- 過誤申立書・請求取下依頼書の様式に、「全国システムの請求」又は、「かながわシステムのみ」のどちらを処理するかを選択するチェック事項②があります。チェック事項②は、「全国システムの請求」又は「かながわシステムのみ」のどちらかに必ずチェックをつけてください。
- 過誤と取下を併せて行う場合はそれぞれ用紙を分けてください。
- 全国システムとかながわシステムを併せて過誤(又は取下)する場合も、それぞれ用紙を分けて作成してください。
- 「全国システムの請求」をチェックした場合は、かながわシステムの請求も併せて過誤(又は取下)しますので、御注意ください。

6

過誤申立・請求取下について②

■ 電子申請の申請状態について

本来、電子申請の申請状態は「申請中→審査中→審査済」と移行しますが、当課の過誤申立・請求取下において、申請状態が「審査中」の状態を最後の段階としていますので御承知おきください。

電子申請を行い、到達番号が付与された時点で申請は受付けられていますので、到達番号をもって到達の確認を行ってください。

■ 電子申請時の注意点

以下の例のとおり、添付書類のエクセルデータタイトルの最初に必ず事業所番号を入れてください。

【EXCELファイル名(例)】

14X1234567 川崎市立相談支援センター.xlsx

↑事業所番号 ↑事業所名

エクセルデータタイトルが例のとおりになっていないケースが非常に多いです。必ずタイトルを修正してください。

7

過誤申立・請求取下について③

■ 過誤申立書・請求取下依頼書の書式について

過誤申立書・請求取下依頼書の新書式を掲載し、2019/9/6に各事業所にその旨をメールで通知しました。

今後は掲載場所から新書式をダウンロードして使用してください。

【過誤申立書様式掲載場所】

「障害福祉情報サービスかながわ」>「書式ライブラリ」>「3. 川崎市からのお知らせ」>「10. 各種様式」> >「2. 請求等に関する様式」>「2018/07/11付け『過誤申立書(2019年9月改定版)』」

なお、これまで書式を複数回改定しておりますが、以前の書式を使用し続けている事業所が多くあります。必ず改定ごとに新たな書式をダウンロードし、新書式を使用してください。

■ その他

- ・過誤取消した場合、全てのコードを再請求する必要があります。
- ・件数が大量(100件以上)にある場合はあらかじめ御連絡ください。
- ・過誤申立をした場合は処理月にできるだけ再請求してください。

8

障害者自立支援給付費等過誤申立書・請求取下依頼

9

過誤申立・請求取下について④

- #### ■ 過誤申立により起きること

注意事項

過誤申立により承認された請求は、その全てが取り消されます。

	8月請求分		9月請求分
①請求額	30,000円 (7月サービス)	誤った加算を算定⇒30,000円ではなく、27,000円が正しい。	27,000円 (7月サービス) 27,000円 (8月サービス)
②過誤申立額			30,000円 (7月サービス)
支払額(①-②)	30,000円		24,000円

過誤申立により8月請求分が取り消され「-30,000円」となり、過誤を申し立てた8月請求分を正しい請求額である「27,000円」で再請求することにより、見かけ上誤った加算分が差し引かれた金額が支払われます。

⇒過誤申立は、誤請求部分のみを減じるものではありません。

10

過誤申立・請求取下について⑤

- 再請求の必要性:同じ状況で、再請求をしなかった場合

注意事項

	8月請求分		9月請求分
①請求額	30,000円 (7月サービス)	誤った加算を算定⇒30,000円ではなく、27,000円が正しい。	27,000円 (7月サービス)
②過誤申立額			30,000円 (7月サービス)
支払額 (①−②)	30,000円		- 3,000円

- 過誤申立を行った金額よりも、9月請求分の金額が低いため、過誤申立額の相殺ができません。
- この場合、国保連より差額(−3,000円)について、納付書を用いて納めるよう連絡があります。(期限は翌月事業所支払日(15日)の前々日)
⇒再請求について留意することと、大量の過誤申立については
⇒予め当課までご相談ください。

11

サービス提供実績記録票提出について①

- サービス提供実績記録票は、本市に紙で提出するものと、請求時に国保連に送付するものがあります(便宜的に前者を「紙」、後者を「電子」として説明します)。**必ず両方の内容が一致するようにしてください。**日付や時間が一致していない、備考欄の記載が片方しかないという例が目立ちます。
- 請求審査は、紙・電子両方の実績記録票を基に行ないます。両方が正確な内容になっている必要があります。
- 実績記録票(紙)は利用者から確認のために押印を受けるものです。**審査上疑義等が生じた場合には、紙を正として扱います。**
- なお、実績記録票(電子)は、国保連が作成する審査資料の基になるものであり、他事業所の実績記録票(電子)や過去に請求確定済の実績記録票(電子)と照合したうえで、審査を行います。
- よって、実績記録票(電子)の提出が無かったり、請求明細と明らかに乖離している場合等には、修正をしたうえで再請求していただく趣旨で審査を否決する場合があります。予め御了承ください。

12

サービス提供実績記録票提出について②

- 紙で提出いただくものは実績記録票の写し(コピー)です(原本は他の請求書類と併せて事業所で5年間、保存してください)。請求書、明細書、鑑文等は不要です(保管場所の都合上、明らかに原本でない場合等は破棄させていただきます)。
- 每月11日必着(11日が閉庁日の場合は翌開庁日)で障害計画課へ提出してください。
- サービス提供毎に、その都度、受給者の確認並びに自署又は押印が必要な書類です。
- 外泊等で本体報酬を請求しない場合も、自署又は押印が必要になります。加算等一切請求をしない月や、月途中の退所等における退所日の翌日以降の日は不要ですが、退所後に算定すべき加算を算定する場合には、自署又は押印が必要になります。
- 御提出の際は、事業所番号ごと、受給者証番号順にしてください。

13

サービス提供実績記録票提出について③

- 本市が作成した様式を使用してください。
- その他、留意事項、お願い等は「障害福祉情報サービスかながわ」>「書式ライブラリ」>「3. 川崎市からのお知らせ」>「10. 各種様式」>「2. 請求等に関する様式」>「**2018/06/14付け『サービス提供実績記録票について』**」を御参照ください。
- 実績記録票の提出は郵便か持参に限ります。

14

地域生活支援事業との上限額管理について

- 同一利用者が障害福祉サービス」及び「地域生活支援事業」を利用している場合、利用者負担額は、かながわシステムで自動的に管理されます。
- ただし、地域生活支援事業所の請求承認の後に、遅れて障害福祉サービス事業所の請求が行われたとき(返戻等による再請求の場合も含む)、利用者負担額の調整ができなくなるので、地域生活支援事業所において過誤再請求する必要があります。
- 各事業所におかれましては、やむを得ない場合を除いて、サービス提供月の翌月に適切な請求を行うよう、再度の徹底をお願いします。
- 地域生活支援事業所による過誤再請求が必要となった場合、当市より、遅れて請求した障害福祉サービス事業所に対して連絡しますので、当該地域生活支援事業所に対して、過誤再請求の依頼を行ってください。
- 詳細は別紙通知を確認してください。「障害福祉情報サービスかながわ」>「書式ライブラリ」>「3. 川崎市からのお知らせ」>「1. 川崎市からのお知らせ」>「2017/03/31付け28 川健障計第1567 号」**15**

・居宅系サービスについて

居宅系サービスの種類、内容及び対象者について①

【居宅介護】

居宅介護とは、「障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事等の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること」(法第5条第2項)である

上記条文にある厚生労働省令で定める便宜とは、「入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助」(規則第1条の3)である。

【対象者】

- ・ 障害支援区分が区分1以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合い)である者
※ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合には、次のいずれにも該当すること
 - ①障害支援区分が区分2以上に該当していること
 - ②障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つに認定されていること
 - (1)「歩行」:「全面的な支援が必要」
 - (2)「移乗」:「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (3)「移動」:「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (4)「排尿」:「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (5)「排便」:「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ・ 障害児の利用については、後述する。

17

居宅系サービスの種類、内容及び対象者について②

【重度訪問介護】

重度訪問介護とは、「重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事等の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与すること」(法第5条第3項)である。

※上記条文にある厚生労働省令で定める便宜とは、居宅介護と同じ(規則第1条の3)

【対象者】

- ・ 次のいずれかに該当する者
 - 1 障害支援区分が区分4以上であって、次のいずれにも該当する者
 - ①二肢以上に麻痺等があること
 - ②障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が必要」以外と認定されること
 - 2 障害支援区分が区分4以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者
- ・ 障害児の利用については、15歳以上で、児童福祉法第63条の3の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用するが適当であると認め、区長に通知した場合にのみ、当該児童を障害者とみなし、障害者と同様の手続きに沿って支給可否を決定する。

18

居宅系サービスの種類、内容及び対象者について③

【行動援護】

行動援護とは、「知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること」(法第5条第5項)である。

上記条文にある厚生労働省令で定める便宜とは、「知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助」(規則第2条)である。

【対象者】

- ・ 障害支援区分が3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)である者
- ・ 障害児の利用については、後述する。

19

居宅系サービスの種類、内容及び対象者について④

【同行援護】

同行援護とは、「視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること」(法第5条第4項)である。

※上記条文にある厚生労働省令で定める便宜とは、「視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等(法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)につき、外出時において、当該障害者等に同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助」(規則第1条の4)である。

【対象者】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等であって、次に該当する者

- ・ 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者
※ 障害支援区分の認定を必要としない
- ・ 障害児の利用については、後述する。

20

居宅系サービスの種類、内容及び対象者について⑤

【障害児の利用】

障害児は保護者を伴う利用が原則。支給決定に際しては5領域11項目の調査を行い、支給の要否及び支給量を決定する。

ヘルパー派遣は、通常の子育てでも生じる困難さを補完するものではなく、障害に起因する困難さを理由に、区役所・支所にて、体重等の身体的特徴や障害の程度等をもって総合的に判断する。

<例>身体介護を判断する際の目安

ア 当該児の体重が原則60kg以上で、保護者だけでの介護が困難な場合

※ 座位保持、立位保持のいずれかが「全面的な支援が必要」に相当する場合は体重が原則40kg以上。

※ 入浴介助に限っては、座位保持、立位保持のいずれかが「全面的な支援が必要」かつ体重が原則20kg以上。

※ 気管切開等により人工呼吸器を利用している等、常時医療的ケアが必要な場合は、区が要件を確認する。

イ 障害児の保護者に重度の障害がある場合

ウ 保護者の出産（産前産後で合計3ヶ月を目安）・入院等により、他の家族との調整を図った上でなおかつ障害福祉サービスの利用が必要と認められる場合

※ アの場合は保護者と2人で介護にあたる。保護者がいる状況でヘルパーを複数人派遣する場合は区が要件を確認する。イ・ウの場合は保護者もしくはそれに代わる親族が在宅している状況で介護にあたると思われる。

注意

上記はあくまで目安であり、**体重等の一部の観点のみで一律に判断しているわけではなく、体重等の身体的特徴や障害の程度等をもって区役所・支所にて総合的に判断しているため、利用希望者がいたら区役所・支所に相談するように案内すること。**

21

受給者証の確認部分①

(一) 障害福祉サービス・地域相談支援受給者証		(二) 介護給付費・地域生活支援事業の支給決定内容	
受給者証番号		障害支援区分	区分5
支給決定障害者等	居住地	認定有効期間	平成27年 5月 1日から平成29年 1月 31日まで
児童生年月日	フリガナ 氏名	サービス種別	居宅介護 (変更) 居宅身体介護 60.5時間／月 (1.0時間／回) ⇒38.0時間／月 (0.5時間／回) 適用年月日 平成29年 6月 1日
児童生年月日	フリガナ 氏名	支給決定期間	平成29年 2月 1日から平成30年 1月 31日まで
障害種別	身体・精神	サービス種別	居宅介護 (変更) 通院等介助(身体介護有) 3.0時間／月 (1.0時間／回) ⇒18.0時間／月 (1.0時間／回) 適用年月日 平成29年 6月 1日
支給市町村名及び印	日 平成29年 8月 21日 市町村番号 141317 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市 川崎地区健康福祉ステーション 	支給決定期間	平成29年 2月 1日から平成30年 1月 31日まで
		サービス種別	短期入所 (支給) 短期入所 7日／月
		支給決定期間	平成29年 2月 1日から平成30年 1月 31日まで
		支給量等	
		支給決定期間	
		子備欄	

- ①受給者番号
- ②支給市町村名
- ③障害支援区分
- 区分認定期間
- ④決定支援種類
- ⑤支給量
- ⑥給付決定期間

22

受給者証の確認部分②

<p>(七)</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">計画相談支援給付費の支給内容</td></tr> <tr><td>支給期間</td><td>指定特定相談支援事業所名</td></tr> <tr><td colspan="2">モニタリング期間</td></tr> <tr><td colspan="2">予備欄</td></tr> <tr><td colspan="2">特定障害者特別給付費の支給内容</td></tr> <tr><td colspan="2">施設入所支援</td></tr> <tr><td>夫婦料</td><td>道府県料</td></tr> <tr><td colspan="2">共同生活援助又は重度障害者等生活支援</td></tr> <tr><td>支給額</td><td>適用期間</td></tr> <tr><td colspan="2">予備欄</td></tr> </table>	計画相談支援給付費の支給内容		支給期間	指定特定相談支援事業所名	モニタリング期間		予備欄		特定障害者特別給付費の支給内容		施設入所支援		夫婦料	道府県料	共同生活援助又は重度障害者等生活支援		支給額	適用期間	予備欄		<p>(八)</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">利用者負担に関する事項</td></tr> <tr><td>負担上限額</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>適用期間</td><td>平成29年2月1日から平成30年1月31日まで</td></tr> <tr><td colspan="2">食事提供体制加算対象者</td></tr> <tr><td>適用期間</td><td>平成29年2月1日から平成30年1月31日</td></tr> <tr><td>利用者負担上限額管理対象者該当の有無</td><td>非該当</td></tr> <tr><td colspan="2">利用者負担上限額管理事業所名</td></tr> <tr><td colspan="2">特記事項欄 通所系サービス等における食事提供体制加算対象者</td></tr> <tr><td colspan="2">予備欄</td></tr> </table>	利用者負担に関する事項		負担上限額	0 円	適用期間	平成29年2月1日から平成30年1月31日まで	食事提供体制加算対象者		適用期間	平成29年2月1日から平成30年1月31日	利用者負担上限額管理対象者該当の有無	非該当	利用者負担上限額管理事業所名		特記事項欄 通所系サービス等における食事提供体制加算対象者		予備欄	
計画相談支援給付費の支給内容																																							
支給期間	指定特定相談支援事業所名																																						
モニタリング期間																																							
予備欄																																							
特定障害者特別給付費の支給内容																																							
施設入所支援																																							
夫婦料	道府県料																																						
共同生活援助又は重度障害者等生活支援																																							
支給額	適用期間																																						
予備欄																																							
利用者負担に関する事項																																							
負担上限額	0 円																																						
適用期間	平成29年2月1日から平成30年1月31日まで																																						
食事提供体制加算対象者																																							
適用期間	平成29年2月1日から平成30年1月31日																																						
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	非該当																																						
利用者負担上限額管理事業所名																																							
特記事項欄 通所系サービス等における食事提供体制加算対象者																																							
予備欄																																							

⑦相談支援の決定

⑧負担上限月額

⑨上限額管理対象

⑩特記事項欄

23

受給者証の確認部分③

支給市町村名(②)

「受給者証発行区役所」

- ◆ 支給市町村名の欄下部に印字してある「～地域みまもり支援センター」が、受給者証発行区役所です。担当ケースワーカー等に連絡を取りたい場合は、受給者証(十三)面の「お問い合わせ先」から該当の区役所・支所まで、ご連絡してください。

「市町村番号」

- ◆ 支給市町村名の欄上部に、市町村番号が印字してあります。請求時に必要ですので、確認してください。

計画相談支援の支給決定がある(⑦)

計画相談支援事業所が受給者のサービス等利用計画を作成します。そのため利用の契約等を行う前に計画相談支援事業所に連絡をしてください。サービス等利用計画に基づいた、契約を行う必要があります。

上限額管理事業所を決定している(⑨)

利用者の自己負担額が上限月額以上とならないよう、決定しています。上限額管理をする上で、上限額管理事業所は利用事業所について把握する必要があります。そのため、他事業所が上限額管理事業所の場合は、まず先方に連絡してください。

24

上限額管理の概要

障害福祉サービスの利用に係る利用者負担については、受給者の所得等の状況に応じて負担上限月額を設けることとし、当該負担上限月額を超えて利用者負担を支払う必要がないこととしています。

これに伴い、一月当たりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予測される者については、利用者負担上限管理者として上限管理事業所を設定し、利用者負担額の上限管理事務を行います。

上限管理事業所は以下の順序に基づき設定されます。

- ①居住系サービス提供事業所
- ②計画相談支援における、モニタリング期間が「毎月ごと」である場合は相談支援事業所
- ③日中活動系サービス提供事業所
- ④訪問系サービス提供事業所
- ⑤就労定着支援、自立生活援助提供事業所
- ⑥短期入所提供的事業所
- ⑦共同生活援助サービスの他県利用があった場合の、体験利用提供事業所

上限管理の結果、利用者負担額が負担上限月額を超えている場合、上限管理事業所が先ず負担額を徴収し、利用者負担上限額管理結果票に基づき、利用者負担額を徴収します。

【上限額管理事業所になった場合】

- ◆ 他事業所の総費用額や利用者負担額についての情報を徴収します。
- ◆ 上限管理結果票を作成し、個々の事業所がいくら請求すればよいのかを伝えます。「利用者負担上限額管理結果票の送付」
- ◆ この結果受けて、各々の事業所は請求を行います。

【上限額管理を受ける場合】

- ◆ 受給者証を確認し、上限額管理事業所欄に他事業所名が記載されていた場合は、上限管理事業所に連絡し、上限管理事業所が関知していない事業所にならないようにします。
- ◆ 毎月3日(サービス提供月の翌月3日)までに事業所番号単位で利用者負担額を算出して、受給者証に記載された上限管理事業所に利用者負担額一覧表を提供します。
- ◆ 上限管理事業所から上限額管理結果の連絡があるので、上限管理結果に基づき請求します。

25

地域生活支援事業との上限額管理について

- 同一利用者が「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」を利用している場合、利用者負担額は、かながわシステムで自動的に管理されます。
- ただし、地域生活支援事業所の請求承認の後に、遅れて障害福祉サービス事業所の請求が行われたとき(返戻等による再請求の場合も含む)、利用者負担額の調整ができなくなるので、地域生活支援事業所において過誤再請求する必要があります。
- 各事業所におかれましては、やむを得ない場合を除いて、サービス提供月の翌月に適切な請求を行うよう、再度の徹底をお願いします。
- 地域生活支援事業所による過誤再請求が必要となった場合、当市より、遅れて請求した障害福祉サービス事業所に対して連絡しますので、当該地域生活支援事業所に対して、過誤再請求の依頼を行ってください。
- 詳細は別紙通知を確認してください。「障害福祉情報サービスかながわ」>「書式ライブラリ」>「3. 川崎市からのお知らせ」>「1. 川崎市からのお知らせ」>「2017/03/31付け28 川健障計第1567号」**26**

サービス提供実績記録票①

【実績記録票の役割】

受給者確認の記録

提供毎の、記録票記載の提供サービス内容について、受給者の確認を記録するものになります。サービス提供時間や、送迎について、書面と実際が相違ないことを受給者が確認したことを示します。

提供毎に、受給者に実施内容と実績票内容が一致していることを説明し、受給者の確認を得てください。これは提供毎に行うもので、月の最後にまとめて行うことはできません。なお入院、外泊、欠席等された場合で事業所の利用がなかった場合でも、利用者の確認並びに押印又は自署が必要です(加算等一切請求をしない月や、月途中の退所等における退所日の翌日以降の日は不要ですが、退所後に算定すべき加算を算定する場合には、自署又は押印が必要になります)。

27

サービス提供実績記録票②

時間の記録

移動を伴うサービスの場合、ヘルパー自身による運転時間や、院内の待ち時間・治療・診療時間等の算定対象外となる時間を除いて「算定時間数」欄に記載します。

- ・記載例(通院等介助以外)9時から12時(3時間)のうち、1時間の中抜けがある場合
計画日時:開始時間～終了時間(計画時間数) 9:00～12:00(2.0)
提供日時:開始時間～終了時間(算定時間数) 9:00～12:00(2.0)

緊急時対応加算を算定するなどで、提供日時、時間数に変更がある場合は、「特記事項等」に状況をなるべく詳細に記載してください(記載がない等で状況が確認できない場合は、請求の審査を否決する場合があります)。

身体介護等について、同時刻に2人派遣を実施した場合、サービス提供者印は2人分押印します。

28

・算定における主な注意点

29

(1) 共通事項

①時間帯に応じて、報酬単価が設定されています(行動援護を除く)

・早朝(6時から8時まで) ／ 日中(8時から18時まで)

・夜間(18時から22時まで) ／ 深夜(22時から6時まで)

※サービスコード表における「未満」という表記は、その時間を含む。

例：1時間未満⇒提供時間が60分の場合を含む

②複数人派遣(二人介護)について

・複数人派遣(二人介護)の支給決定がされている場合(受給者証に「複数人派遣」と記載)、二人のヘルパーが一人の利用者にサービス提供を行った際には、二人分の報酬が算定できます。

・その際、一つの事業所で提供した場合は、実績記録票に二人分のサービス提供者印を押印し、請求の際は、複数人派遣(二人介護)の請求コードを使用します。

⇒複数人派遣(二人介護)で支給決定がされていなければ、複数人派遣(二人介護)でのサービス提供は認められません。また、請求についても認められません。

30

(2)居宅介護①

①2時間ルール

・1日に同類型の居宅介護を複数回算定する場合、原則、概ね2時間以上の間隔をあけるものとし、前後のサービスの間隔が2時間未満の場合は、前後の時間を合わせて一連のサービスとして算定します。

⇒予定と時間がずれた場合などに、2時間ルールに沿った請求となっていないものがあります。この場合は返戻対象となりますので、御注意ください。

・上記の例外として、(ア)身体の状況等により、短時間の滞在により複数回の訪問をおこなわなければならないと認められた場合(必ず、紙及び電子の実績記録票にその旨を記載してください)や、(イ)別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合は、別々に算定することができます。

②提供時間

・30分単位で構成されています。

(家事援助については、最初の30分以降は15分単位の算定です。)

・最初の30分の算定は、原則、20分以上のサービス提供が必要です。

(夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供するものにあってはこの限りではありません。)

31

居宅介護② サービス提供の実施場所について

③サービス提供の実施場所について

障害者総合支援法において、居宅介護について、「障害者につき、居宅において、入浴、排せつ又は食事等の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること」と規定されております。

よって、居宅以外の場所におけるサービス提供は、原則的に認められませんので、通所先等での利用はできません。

特に、通院等介助及び通院等乗降介助において、通所先からの通院や、病院から通所先に迎えていたケースがありましたら、算定不可となりますので、お気を付けください。

32

(3) 重度訪問介護①

①1日複数回のサービス提供時間を通算して算定

- ・身体、家事、見守り、移動、通院等介助の合計時間が**1日3時間を超える支給決定を基本**とし、1日8時間程度が標準。
- ・「当該日の最初のサービス提供1時間<所要時間1時間未満>」+「その後の30分毎(所要時間1時間以上～)」という報酬単価
- ・8時間を区切りとして単価設定されており、早朝、夜間及び深夜に提供を行った場合は、それぞれ所定単位数に加算があります。
- ・所要時間1時間未満は、40分以上のサービス提供が必要です。複数人派遣(二人介護)でヘルパーが重複する時間についても 40分以上である必要があります。1日で30分のみの算定は原則できませんので御注意ください。
- ・自宅を起終点としない外出は対象となりません(日中活動場所・外出先を起終点とすることはできません)。

※平成18年9月末日現在において日常生活支援(重度訪問介護の前身)の支給決定を受けている者に係る緩和要件あり

②移動介護加算

- ・外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動先における確認等含め外出時における移動中の介護を行うと、基本報酬に加えて移動介護加算を算定できます。
- ・同一事業者が1日に複数回の移動介護を行う場合は、1日分の所要時間を通算して算定します。

31

重度訪問介護② 同行支援について

障害支援区分6の受給者については、事業所に新規に採用された新任従業者と熟練従業者が同行して当該受給者へサービス提供を行う事について、対象受給者に支援を行う者が新任従業者であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないようにする目的で、市町村が必要と認める場合に、複数人派遣(二人介護)を行う事が可能です。

【用語の定義】

新任従業者:事業所に新規に採用された新任従業者(利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用から6ヶ月を経過した従業者は除く)

熟練従業者:対象受給者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該受給者へのサービスについて受給者から十分な評価がある重度訪問介護従業者

【算定要件等】

- ・要件として、「受給者が同行支援を認めていること」、「障害支援区分が6であること」、「利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて、区役所・支所が同行支援を認めていること」
- ・同行支援が可能な時間数は新任従業者ごとに総量として120時間まで。この時間数については、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて区役所・支所にて判断する。
- ・1人の受給者について、同行支援を開始した日から1年の間で、3人まで算定可能。同行支援を行う月数は、新任従業者一人について、最大で6ヶ月(上記、新任従業者の要件のため)。
- ・同行支援を行う場合はどちらの従業者にも、通常より15%低い単価が適用される。

34

(4) 行動援護

①報酬算定上は「7時間30分以上」までしかありません(ただし、サービス提供自体の上限を7時間30分以上とするものではありません)。

②居宅を起終点とするサービスであるため、通所先や外出先を起終点とする利用はできません。

③行動援護対象者の通院等介助、移動支援は、原則、行動援護で行います。

④学校への通学、日中活動系サービス等への通所など、通年かつ長期にわたる外出は対象外です。

⑤行動援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画及び支援計画シート等に位置付けられた内容の行動援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定します。

35

(5) 同行援護

①居宅以外を起終点とすることもできます。

例えば、ヘルパーと駅で待ち合わせをする、片道利用するなど。

②行動援護や重度訪問介護(移動)とは異なり、居宅内で行う外出の準備は、居宅介護等で行うこととし、同行援護のサービスに含まれません。

③学校への通学、日中活動系サービス等への通所など、通年かつ長期にわたる外出は対象外です。

④同行援護基本決定

同行援護には(1)身体介護を伴う場合、(2)伴わない場合、がありましたが制度改正に伴い、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類が廃止されました。
※基本決定対象者の要件は、「身体介護を伴わない」の対象者の要件となります。

⑤同行援護基本決定(盲ろう者)

・盲ろう者向け通訳・介助員が支援し、聴覚障害6級以上に相当する場合、所定単位数の100分の25の加算。

⑥障害支援区分3(障害児支援区分2)の者⇒所定単位数の100分の20の加算

⑦障害支援区分4以上(障害児支援区分3)の者⇒所定単位数の100分の40の加算。

36

(6) 入退院時及び入院中の同行援護等の利用 (同行援護、行動援護及び重度訪問介護)

同行援護等の対象となる障害者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、一泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、同行援護等を利用することができます。

- ・居宅介護における通院等介助や通院等乗降介助は対象外。
- ・長期入院をしている者など、これまで障害福祉サービスを利用してこなかった者が、入院中の外出のみを目的として同行援護等を利用することも可能。
- ・報酬を算定する上での始点・終点は、医療機関から外出する場合であれば、同行援護等を利用する障害者について、医療機関において看護師等から引き継いで同行援護等を開始するときが始点となり、医療機関において看護師等に引き継いだ時点が終点となる。また、外泊する場合であれば、同行援護等を利用する障害者について、医療機関において看護師等から引き継いで同行援護等を開始するときが始点となり、外泊先が終点となる。なお、外泊先から外出する場合に同行援護等を利用することも可能である。
- ・移送にあたり看護師等が付き添わない場合、他医療機関受診に当たり、同行援護等を利用することは可能。

(平成28年6月28日付け厚生労働省通知障障発0628第1号)

37

(7) 重度訪問介護の訪問先拡大

支援区分6の者が入院した際の、コミュニケーション支援

障害支援区分6に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を利用していた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において重度訪問介護を利用することができる。

支援内容

病院等では健康保険法の規定による療養の給付等が行われることなどから、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とします。

例：適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うこと。

- ・入院前に重度訪問介護を利用したことがない者が入院した後に重度訪問介護の支給申請を行った場合には、病院等内での利用は認められません。
- ・入院又は入所中の病院等からの外出する場合の支援(他法給付と重複しないものに限る。)についても重度訪問介護を利用できます。
- ・原則的には90日以内の利用に限ります。ただし、当該利用者とのコミュニケーションの技術の習得に時間を要し、障害者の状態等によっては、90日を超えて支援を要することも考えられるため、市町村の判断により必要があると認められた場合は、90日を超える利用が可能です。

38

請求について

39

請求に係る提出物

◆ サービス提供実績記録票(写し)

- ・ 提供サービス毎、受給者番号順にしてください。
- ・ 受給者番号、受給者名、事業所番号等必要事項は全て記載してください。
- ・ 本市以外の受給者の実績記録票は送付しないでください(受給者証発行自治体に送付の有無等について直接確認してください)。

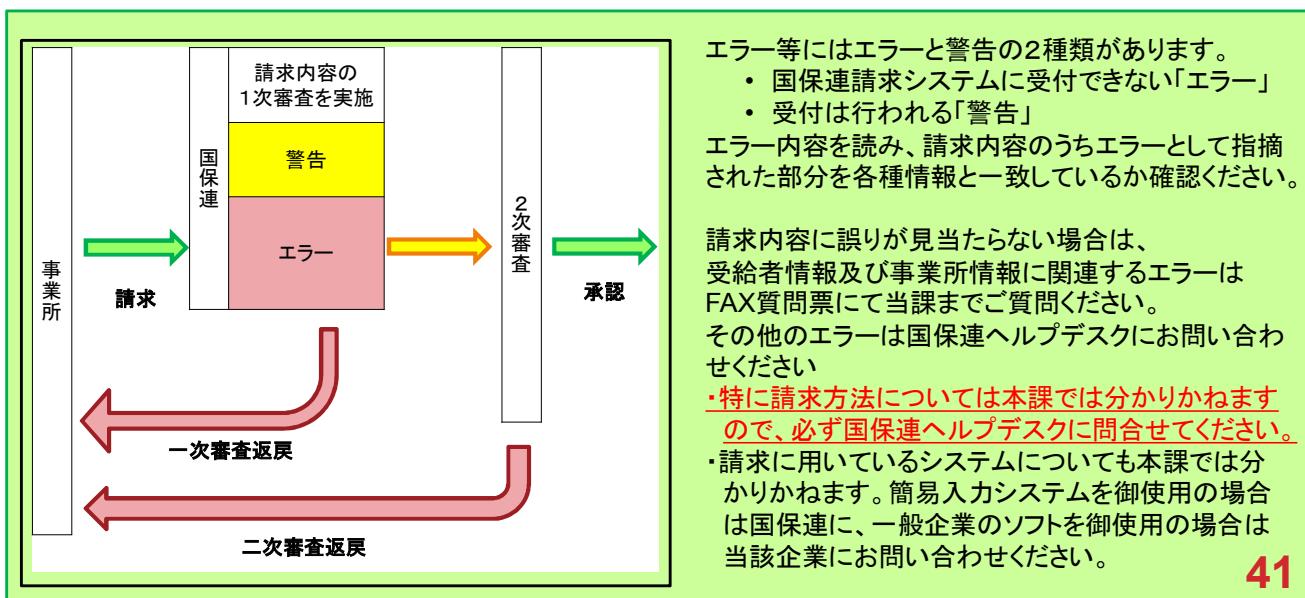
本市における取扱い

- ・ 提出期限: サービス提供月の翌月11日必着(※土日等の場合は翌開庁日)
- ・ 請求審査に必要な書類なので、必ず提出してください。

40

エラー等の確認方法と種類

- ・ 請求期間中、原則2回の仮審査が国保連により実施されます。
- ・ 仮審査で請求情報に不備がありエラー等が発生した場合には、当該請求内容を請求期間中に見直すことが可能です。
- ・ エラーには請求自体が受付られていない「エラー」と、請求は受付られたが内容に不備等があり市町村による確認が必要となる「警告」があります。
- ・ エラー内容が「※、▲、★」で始まるものは警告です。



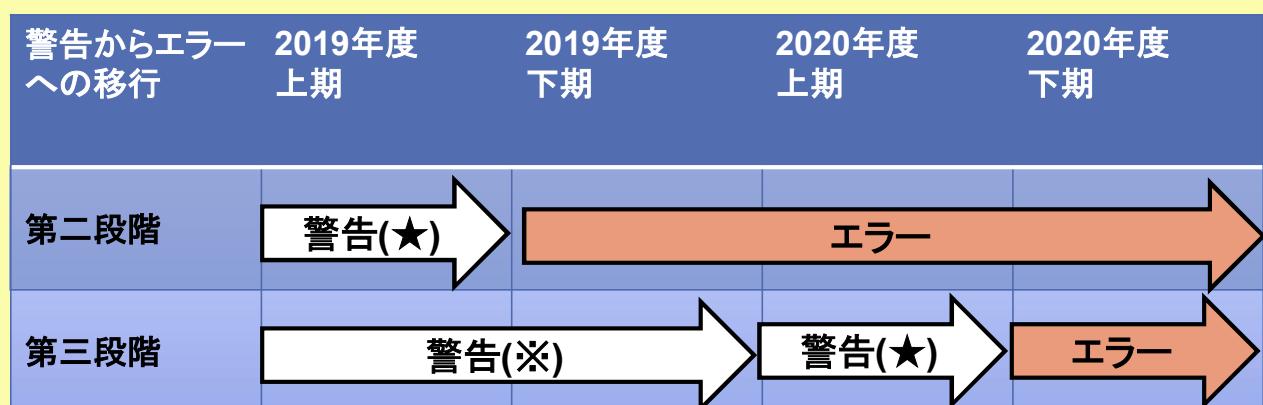
一次審査におけるチェックの拡充・強化等について

【警告からエラーへの移行】

- ・ 2018年度下期を第一段階、2019年度下期を第二段階、2020年度下期を第三段階として、今まで警告だった内容がエラーへと移行します。
- ・ エラーへ移行する警告については「★」がエラーメッセージの先頭に付与されています。

【移行予定スケジュール】

- ・ 2018年から3年間に渡り移行が予定されており、上期にエラーへ移行する警告については「※」が「★」となり、下期から「★」についてはエラーとなります。



エラー等が起きる原因①

【エラー等が発生する主な原因】

- ①事業所情報と請求情報の不一致
- ②受給者情報と請求情報の不一致
- ③請求情報と請求情報の不一致

【①事業所情報と請求情報の不一致】

原因 ➤ 体制届との不一致

例えば、

- ・処遇改善加算の請求区分が異なる。
- エラー内容は、体制届上の区分を正しいものとしてエラーと判断します。
よってエラー内容に記されている「～と異なります。」という部分に着目して、請求を修正してください。
請求内容について誤りがない場合は、システム登録上の体制届に相違が生じていますので、先ずはオンラインで事業所登録情報の確認をしてください。実際の届出とオンラインの登録情報が異なる場合には、FAX質問票にて当課までご質問ください。

43

エラー等が起きる原因②

【②受給者情報と請求情報の不一致】

原因 ➤ 受給者情報との不一致

例えば、

- ・決定支援種類の異なる請求となっている。
 - ・上限月額が異なる。
 - ・受給者番号が異なる。
 - ・障害支援区分の再認定時に利用するサービスが変わっていた。
- エラー内容は国保連登録上の受給者情報を正しいものとしてエラーと判断します。
このエラーが発生した際には、受給者証の内容と入力内容が一致しているかを確認してください。
受給者番号、上限管理事業所番号、上限額、請求コード等、簡単なように思える数字の入力ミスが散見されます。特に、区番号の入力ミスや途中が相当数ありますので注意してください。受給者番号については入力ミスのほか、途中で番号が変わったのに前の番号で請求している例が目立ちます。

【③請求情報と請求情報の不一致】

原因 ➤ 請求内容での不一致

このエラーの詳細は国保連へ問い合わせることが多いケースになります。

例えば、

- ・初回加算を算定したが、契約日が2か月前の日付となっている。
 - ・通院等介助で、身体介護を伴うか伴わないかのコードの選択誤りがある。
- エラー内容は請求情報における不一致について、エラーと判断します。
請求システム入力上の誤りが原因の大半と見込まれます。サービスコードの入力ミスや項目入力漏れ等が散見されますので、注意してください。

44

標準システムでよくあるエラーとその対応

○請求明細エラーコード			
コード	メッセージ	原因	対応方法
EC01	該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています	同一月の請求情報に、受給者番号・提供月が同一のデータが複数ある	後から送信したデータを有効にしたいのならば、先に送信したデータを取り下げてから送信し直す。先に送信したデータが正しければ対処する必要なし。
ED01	該当の請求情報は既に支払確定済です	既承認済みの請求データと同一の受給者番号・提供月・事業所番号の請求データ送信している	期限までに過誤申立していれば対処する必要なし。していないければ、過誤申立書を当課に送信する(毎月3日受付分まで当月請求時に処理するため、仮点検で当該エラーが生じた場合は次月まで請求できない)。
EG02	受給者台帳にサービス提供年月時点での有効な受給者の認定情報が登録されていません	国保連台帳に、入力された受給者証番号の登録がない	最新の受給者証か確認する。 区番号を確認する。 市内転居等で居住区が変わった場合に注意が必要。
EG12	受給者台帳にサービス提供年月時点での有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません	①既に支給決定が終了したサービスの請求をしている、②受給者証が更新されていない、③契約情報に終了したサービスの情報が残っている	①②最新の受給者証を確認し、支給決定内容と請求情報の差異を確認。内容に疑義がある場合や支給期間が終了している場合は所管区に相談する。③は契約情報入力に既に支給決定が終了したサービスの情報が残っている(契約終了日の入力がない)場合に生じることがあるので、確認する。
EG13	受給者台帳にサービス提供年月時点での有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書がエラー(否決を含む)になっている	PP19はほぼ単独では発生しないため、当該エラーが発生した場合は実績記録票ではなく、請求明細についてのエラーか返戻が原因のため、そちらの修正対応を行う(明細書のエラーや返戻によって必然的に伴うものもあります)。
PP19	実績記録票に該当するサービスが明細書にありません	請求明細書がエラー(否決を含む)になっている	PP19はほぼ単独では発生しないため、当該エラーが発生した場合は実績記録票ではなく、請求明細についてのエラーか返戻が原因のため、そちらの修正対応を行う(明細書のエラーや返戻によって必然的に伴うものもあります)。

45

質問の多い警告①

【他の～～と実績記録票のサービス提供時間が重複しています】

原因 ➔ 他事業所のサービス提供実績記録票と提供時間が重複

A事業所

2日:10:00～12:00

サービス提供実績記録票



B事業所

2日:10:30～12:00

サービス提供実績記録票

- サービス提供実績記録票の記録時間が、事業所間で重複した場合に発生します。
 - どのサービスと重複したかも、エラー内容に表示されます。
- 例:「他の居宅介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています。」

確認事項

- 入力ミスはないか ⇒ 例えば、実は8:00～10:00が正しいといったことはないか。
- サービス等利用計画に位置付けられているか

特に注意が必要な点

- 日中活動系サービスとの重複 ⇒ その日に早退等していないか。

※提供の実態と異なる時間や日程にずらして請求することは絶対にできません。不正請求になります。

46

質問の多い警告②

【EG40:※資格:実績記録票の「算定時間数」が受給者台帳の「1回当たりの最大提供量」を超えていいます】

サービス提供実績記録票

提供日時	提供通番	提供時間	算定時間
8/3	1	10:00~10:30	0.5
8/10	2	10:00~11:00	1.0

国保連受給者台帳

1回あたりの最大提供量
⇒0.5時間

原因 ➤ 1回あたりの最大提供量を超過しているため。

確認事項

- サービス等利用計画等に基づいた支援か
⇒最大提供量は計画に基づき、定められています。

例外事項

- 身体介護及び通院(身体有り)において、緊急時対応の場合は、1回あたりの最大提供量を超えた算定時間について認めます(例:急な排便の対応を行った。)。
- 上記の場合はサービス提供実績記録票に、対応の内容等を記載する必要があります。記載がない場合は緊急時対応はなかったものとして扱いますので、必ず紙及び電子の両方の実績記録票に記載をお願いします。
- 家事援助及び通院(身体なし)については、1回あたりの最大提供量を超えたサービス提供は認めません。

47

質問の多い警告③

【PU46:▲受付:サービス提供の間隔が2時間未満の場合、「提供通番」は同一番号の設定が必要です】

原因 ➤ 提供通番の入力ミス等

サービス提供実績記録票

誤

提供通番	提供時間	算定時間
1	5:00~7:00	2
2	8:30~10:00	1.5

正

提供通番	提供時間	算定時間
1	5:00~7:00	
1	8:30~10:00	3.5

確認事項

- サービス提供の間隔 ⇒ 2時間未満ならば、連続したサービスとなります。
- 連続したサービス ⇒ 提供通番は同一の番号を入力してください。

例外事項

- 緊急時対応加算の場合については、提供間隔が2時間未満でも、前後のサービス提供時間と合算する必要はありません。

48

エラー(警告)発生時の対処法①

■ エラー(警告)内容を確認し、当該エラー(警告)が発生している箇所を確認

種別※1 / コード
提供年月 事業所番号 情報1 / サービス種類※3 / レコード
事業所名 情報2 / サービス種類※3 / レコード
計 EG02 資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません
平成30年 4月 5 相談支援給付費請求書 52 明細 受給者証番号

エラー内容※2
項目名称1 項目値1 補足1
項目名称2 項目値2 補足2

市町村番号、受給者証番号を再度確認
⇒受給者証(一)ページ

当該エラー(警告)は明細、実績等のどこに発生しているのかを確認

どの項目にどのようなエラー(警告)が発生しているのかを確認
⇒請求明細の受給者証番号についてのエラー
⇒受給者証を確認。区番号の入力ミス、受給者証が最新かどうか、を確認する。

どこの⇒請求明細、サービス提供実績記録票
なにに⇒受給者証番号、利用者負担額、等
どんな⇒

- 「エラー内容」に※、▲、★があるものは「警告」です。
- 支給決定内容は、本市受給者については、毎年誕生日月の翌月に更新されますので必ず確認してください。
- 体制届の対象となる加算については、オンラインで事業所登録と提出した体制届が一致しているかを確認してください。
- 過年度提供分を遡って請求する場合、当該年度の基準等が適用されます。地域区分の見直し、一元化、報酬改定等がありましたので、注意してください。

49

エラー(警告)発生時の対処法②

■ 算定要件の再確認

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)（「報酬告示」）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年障発第1031001号)（「留意事項通知」）

■ 厚生労働省発出のQ & A(平成30年度制度改正分)

- 厚生労働省HP>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaisei/tuuchi_h30.html

■ サービスコード表

- 厚生労働省HP>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>障害者自立支援給付支払等システム関係資料>報酬算定構造・サービスコード表等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000044780.html>

■ 全国標準システムの入力方法等がわからない

- 国保中央会電子請求ヘルプデスク
- E-mail mail@support-e-seikyuu.jp
- TEL: 0570-059-403 FAX: 0570-059-433

50

返戻について①

【返戻とは】

返戻は「審査にて請求内容に誤り等を確認し、請求が承認されなかつたこと」です。
例えば、

算定できない加算が含まれていた	支給量を超えていた
他事業所と重複利用時間があった	一回当たりの最大提供量を超過した
利用者負担上限月額を超過していた	サービス提供実績記録票の未送信かエラーがあった

返戻の場合は、エラーコードは「SZ」で始まるコードで、返戻内容が記してあります。
返戻内容について確認し、次回再請求時に正しい内容に反映させてください。

- 「実績記録票の同一日・時間に他事業所の請求があります」と返戻となつたが、重複提供時間はいつになるのか？

➡ 事業所間で確認してください。そもそも利用計画上、各々の日時毎に事業所を定めていますので、重複提供は発生しません。

- 返戻の理由が解らない(例えば、ED01、PP19、EJ47のみのエラーコードが表示)

➡ SZで始まるコード以外は原則としてエラーです。エラー内容を確認してください。

- 様々な情報を確認しても不明な場合は、当課までFAX質問票にて質問してください。**51**

返戻について②

【最近多い返戻理由】

①利用時間の重複

実績記録票の同一日・時間に他事業所の請求があります	基本利用の請求時間において重複が発生しています。また、たとえば、日時の誤りといった実績記録票の入力ミスで発生することもあります。
異なるサービスを同一時間帯に提供はできません	「居宅介護」と「家事援助」等、異なるサービスについて、同一時間帯に利用できません。

②実績記録票関係

実績記録票未送信、またはエラーのため返戻します	国保連へ送信する、サービス提供実績記録票がエラー、または未送信のため返戻としています。
国保連送信済み実績記録票に含まれていない請求サービスコードがあります	国保連へ送信したサービス提供実績記録票と請求明細が一致しないため、返戻としています。

その他

53

その他の参考資料

■ 障害福祉サービス等報酬改定に関すること

- 厚生労働省HP>政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉
> 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214.html>
※省令、告示、通知、事務連絡及びQ&Aが掲載されています。

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律業務マニュアル【抜粋版】

- 【掲載場所】
「障害福祉情報サービスかながわ」>「書式ライブラリ」>「3. 川崎市からのお知らせ」>「1. 川崎市からのお知らせ」>「2019/05/13付け『計画相談支援の手引きの掲載について』」

54



地域生活支援事業 (障害福祉課所管事業) について



障害福祉課
障害福祉係



1. 障害福祉課所管事業について

障害福祉課の所管事業は以下の3事業になります。
(次スライドから川崎市単3事業と明記)

移動支援事業

(移動支援／通学・通所支援／ふれあい
ガイド企画型)

- 「川崎市障害児・者移動支援事業実施要綱」

日中一時支援事業

(日中短期入所／障害児・者一時預かり)

- 「川崎市障害児者日中一時支援（日中短期入所）事業実施要綱」
- 「川崎市日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業実施要綱」

生活サポート事業

(あんしんサポート／生活サポート／ファミリーサポート／障害児重度訪問支援)

- 「川崎市障害児・者生活サポート事業実施要綱」



2 利用者負担について

利用者負担と負担上限月額が事業によって異なります。

内容	利用者負担	負担上限月額対象事業
移動支援事業	移動支援	○ (上限管理実施)
	通学・通所支援	× (対象としない)
	ふれあいガイド企画型	
日中一時支援事業	日中短期入所	○ (上限管理実施)
	障害児・者一時預かり	
生活サポート事業	あんしんサポート	× (対象としない)
	ファミリーサポート	
	生活サポート	○ (上限管理実施)
	障害児重度訪問支援	

※いずれの事業も、生活保護世帯・非課税世帯については利用者負担なし。



いろいろって、未来。
川崎市

2

3. 事業所の変更や更新の届出について

障害福祉サービス（障害計画課所管）と同様の様式・取扱になります。

【変更届出書及び添付書類（事故報告書含）】

障害福祉サービス（障害計画課所管）と同様の書式を使用

【書類の提出期限】

変更の届出…変更後10日以内

事業の廃止及び休止の届出…休止・廃止の1か月前

指定更新…6年毎

（満了日にあたる月の15日までに所定の書類を提出）

事故発生…障害福祉課へ連絡の上、速やかに事故報告書を提出

「変更届出書」の送付方法について、障害福祉サービス（障害計画課所管）と川崎市単3事業分を併せて障害計画課又は障害福祉課へ郵送する場合、クリアファイル等で必ず所管ごとに分けて提出してください。

※様式の掲載場所については補足資料のスライドをご参照下さい。



いろいろって、未来。
川崎市

3

4. 請求事務について（共通）

一部障害福祉サービス（障害計画課所管）と取り扱いが異なります。

【サービス提供報告書】

障害福祉サービス同様、受給者番号順に並べた上でサービス提供月の翌月1日までに、郵送等で提出

変更届同様、必ず所管ごとにクリアファイルに分けて提出ください。

【質問】

障害福祉サービスと同じFAX質問票を使用する
(※個人名の記載は厳禁)

【過誤申立】

過誤申立書 障害福祉サービスと同じ資料を使用する。

【利用者負担額0円の方（生活サポート事業、通学通所等一部の移動支援事業）】

利用者負担月額が0円の場合、サービスコード表のサービス内容略称に「A」のついたコードで請求を行う。



4. 請求事務について（移動支援①）

従業者の資格要件により減額規定があります。

	移動支援従業者としての資格要件	※	従業者減算の有無	身体介護加算減算の有無
減算がないもの	介護福祉士	ア	無 (100/100)	無 (100/100)
	実務者研修修了者	イ		
	居宅介護職員初任者研修課程修了者	ウ		
	介護職員初任者研修修了者	オ		
	看護師又は准看護師	ケ		
従業者減算だけあるもの	障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者	工	有 (90/100)	無 (100/100)
身体介護加算だけ減算があるもの	重度訪問介護従事者養成研修課程修了者（全身性障害者及び全身性障害児への移動支援に限る。）	カ	無 (100/100)	有 (50/100)
	行動援護従事者養成研修課程修了者（知的障害児者、精神障害者への移動支援に限る。）	キ		
	同行援護従業者養成研修（視覚障害児者への移動支援に限る。）	ク		
すべて減算のもの	神奈川県ガイドヘルパー養成研修課程修了者又はこれに同等な研修を修了した者	サ		
	川崎市移動支援事業等従業者養成研修課程修了者	コ	有 (90/100)	有 (50/100)

※「川崎市障害児・者移動支援事業実施要綱」第15条該当箇所

※減算対象の場合は、サービスコード表の「減」又は「（減）」のついているコードで請求すること。



4. 請求事務について（移動支援②）

身体介護加算は二種類あります。（上限は2時間）

身体加算 I

- 身体介護（排泄・食事・衣類着脱・入浴）を行った時間数の合計

身体加算 II

- 障害支援区分3以上の知的障害者・精神障害者で、行動に係る支援が発生した際の実施時間数の合計

外出先で問題行動を起こした際の本人及び周囲の安全確保と適切な対応、行動停止や強いこだわり等への対処などの支援

※原則として、前のスライドに示した表のアからオ及びケに定める資格の者が支
援する（やむを得ず従事する必要がある場合は減算あり）。



4. 請求事務について（日中一時支援）

減額規定に留意する必要があります。

日中活動系サービス



日中一時支援



本サービスの支給決定を受けている利用者が、日中活動系サービスに係る障害福祉サービス等を利用した場合、報酬を算定することはできません。

ただし、やむを得ない事由が認められる場合にあっては、基礎単価について減算（80/100）することにより利用が認められています。

参考例→

	提供時間	100分の80報酬基準	サービスコード
障害児・者一時預かり	4時間以下	418単位	231150
	4時間超6時間以下	558単位	231250
	6時間超	605単位	231350
日中短期入所	障害者区分6 4時間以下	178単位	211146

5. 日中一時支援事業（制度改正）について

【制度改正の背景】

川崎市では、障害者が地域で自立した生活を支援するため、夕方・休日時間帯におけるサービスの充実が求められています。



【制度改正の内容】

上記主旨を踏まえ、平成30年4月、日中一時支援の事業所指定の特例の設置を認めることになりました。

（具体的には、生活介護事業所の指定を受けている事業者に対し、特例で日中一時支援事業の指定を行います。）



5. 日中一時支援事業（制度改正）について

【生活介護事業所における日中一時支援事業の指定の特例を行うための前提要件】

- 既に指定を受けている生活介護事業所の指定基準が引き続き維持されることに加え、各々の事業の運営、サービスの提供に支障を来さないことが認められること
- 介護を行う者の事情により利用が認められる「日中短期入所事業」と事業主旨が異なることから、本事業の利用者の主体的な活動機会を保障する支援内容であること



5. 日中一時支援事業（制度改正）について

【生活介護事業所における本事業（障害児・者一時預かり）の指定を特例で認めるための要件①】

基準	改正内容	主な留意点
対象者	本事業の対象者のうち、障害者	特例で認める事業所は、生活介護事業所の設備を使用するため、障害者が対象となります。
営業時間	同一日において指定生活介護事業所を営業する場合、営業時間を8時間以上とした上で、本事業の営業時間を定めること	営業時間は19時まで 指定生活介護事業所の営業時間と重複しないこと



5. 日中一時支援事業（制度改正）について

【生活介護事業所における本事業（障害児・者一時預かり）の指定を特例で認めるための要件②】

基準	改正内容	主な留意点
定員等	・指定生活介護事業所の定員以下とすること ・利用調整時の公平性を確保するため、当該指定生活介護事業所の利用者でない者の利用を認めること	
設備基準	指定生活介護事業所の設備を兼用することができる	利用者が活動するための空間を確保するため、生活介護事業の設備を使用できます。指定時に安全面などへの配慮を確認するとともに安全の確保を維持することを求めます。

※詳しくは、川崎市のHPの日中一時支援のページをご確認ください。



6. 生活サポート事業について

	あんしんサポート	ファミリーサポート
主旨	障害のある方が主に在宅での生活において必要な見守りを行う	障害のある児童及び保護者等の家族に対して養育に関する必要な助言等を行う
対象	○市内に居住する介護保険法第7条に規定する要介護者ではない障害者及び障害児（ただし、重度の視覚障害者は本規定に関わらず支援の対象） ○障害児については原則学齢児以上の利用可（中学3年生までは障害児の保護者の同伴が原則）	○市内に居住する障害児 ○小学校入学後6か月内が経過するまでの児童のうち、地域療育センター等について支援が必要と認められた者
支援の留意点	○外出支援のサービスではないため、支援の実施場所は対象者の自宅及びその周辺に限られます。（近所への散歩の付き添いは可能） ○障害児の利用は可能ですが、保護者が付き添っていてもなお、対象児が障害特性上見守りが必要と認められる場合に支給決定されます。（子育てを支援するサービスではありません。）そのため事業所は、支給決定の目的を踏まえ、家族やほかの支援者等との調整のうえ、サービスを提供することが事業者に求められます。	○障害児及び保護者等に対し、自宅・外出先等で起こり得る困りごとを想定しながら、障害特性を理解し家族での対応力を高める関わりが事業者に求められます。 ○上記制度主旨より、支援場所は自宅に限らず外出先の支援も可能としています。 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;">ファミリーサポートを実施できる事業所は生活サポート事業所指定に加え、日中一時支援障害児者一時預かりの事業所等の指定を受けている必要があります。</div>

川崎市

7. 補足資料（書式の保存先）

障害福祉情報サービスかながわ（※）の書式ライブラリの「3. 川崎市からのお知らせ」の中に下記書類が保存されています。

【指定申請・指定更新書類】

「4. 新規指定申請様式等（地域生活支援事業）」

【変更届・廃止届】

「5. 変更（休止・廃止）の届出」→「1. 障害者総合支援法に基づく事業所、施設」

【FAX質問票・事故報告書】

「10. 各種様式（請求、事故報告関連）」→「1. 共通」

【過誤申立書・サービス提供報告書】

「10. 各種様式（請求、事故報告関連）」→「2. 請求等に関する様式」

（※） <https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

7. 補足資料（移動支援の提供報告書記入方法）

サービス提供報告書(移動支援事業)									
サービス提供年月	平成	年	月						
事業所番号									
事業者及び その事業所の名 称									
契約支給量				時間 回(企画型)					
計画日時			提供日時		提供 時間数		減算の 有無	正規型の場合は事業名)、 変更理由(変更がある場合のみ) 介護 時間数	
日付	曜日	開始 時間	日付	曜日	開始 時間	終了 時間			
川崎市移動支援事業の指定書に記載 されている指定番号を正しく記載									
受給者証番号									
受給者氏名									
利用者氏名									
従業者の資格要件により減額あり 「有」又は「無」を記入									
外出先・移動手段・状況などを記載 算定対象となる外出か確認 (事業所の車を利用しての外出は不可。公共交通機 関での移動となっているか)									
計画	時間	身体介護加算		従業者の資格要件により減額あり 50 / 100 1回のサービス提供時の身体介護実施時間合計(上限2時 間)					
算定	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	回	回
加算 I 身体介護 加算 II 行動に係る介護									
枚中	枚目	Future! リソーシングで、未来。							
川崎市									



みんなの支えで自殺を防ごう

集団指導

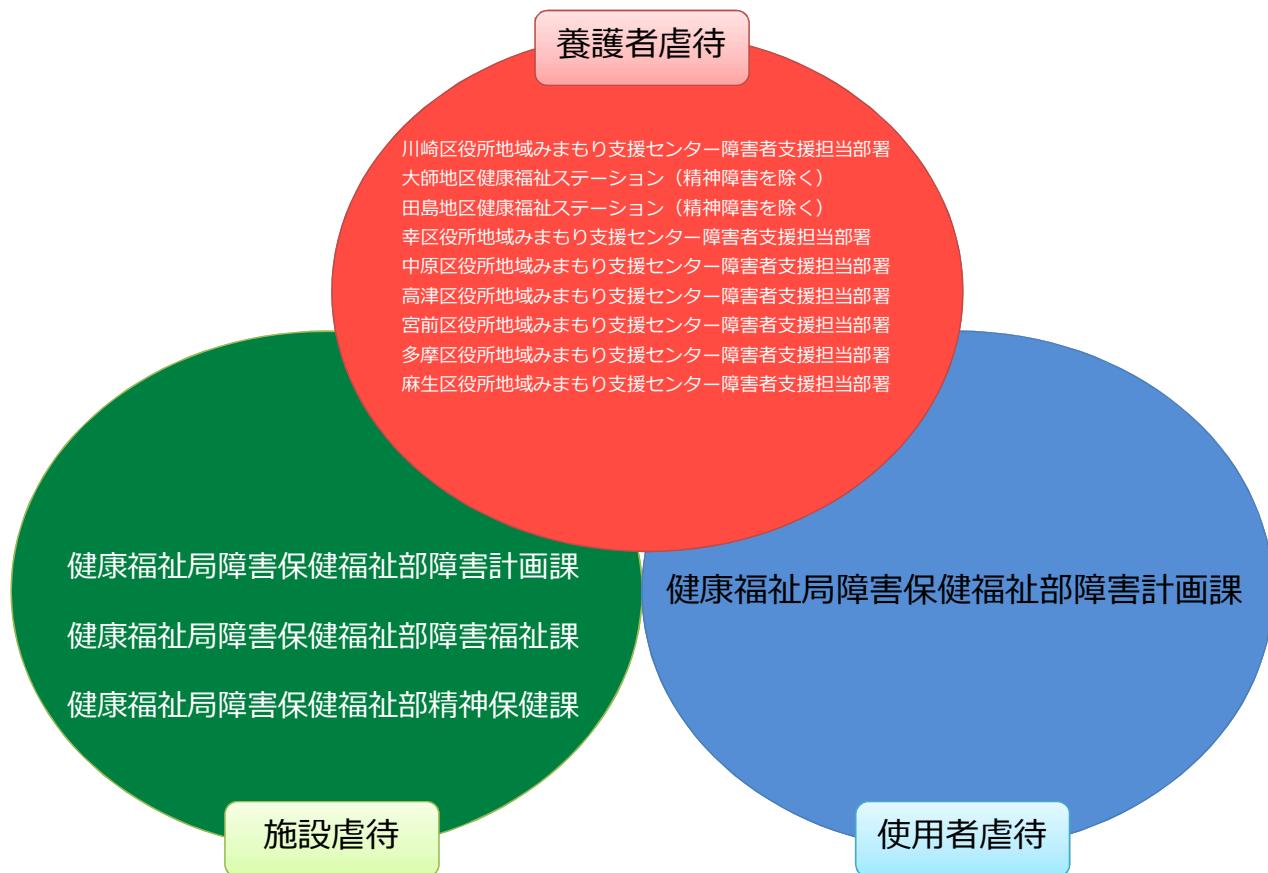
障害者虐待防止法への対応について

令和元年9月25日・26日・27日

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

**川崎市の障害者虐待対応の体制
(市町村虐待防止センター)**

■川崎市における障害者虐待の担当所管課



■川崎市における実施内容

【市町村虐待防止センターの運営】

(1) 虐待対応スキームの構築・運用 (通報受理から支援・終結まで)

養護者による障害者虐待への対応

障害福祉施設従事者等による障害者虐待への対応

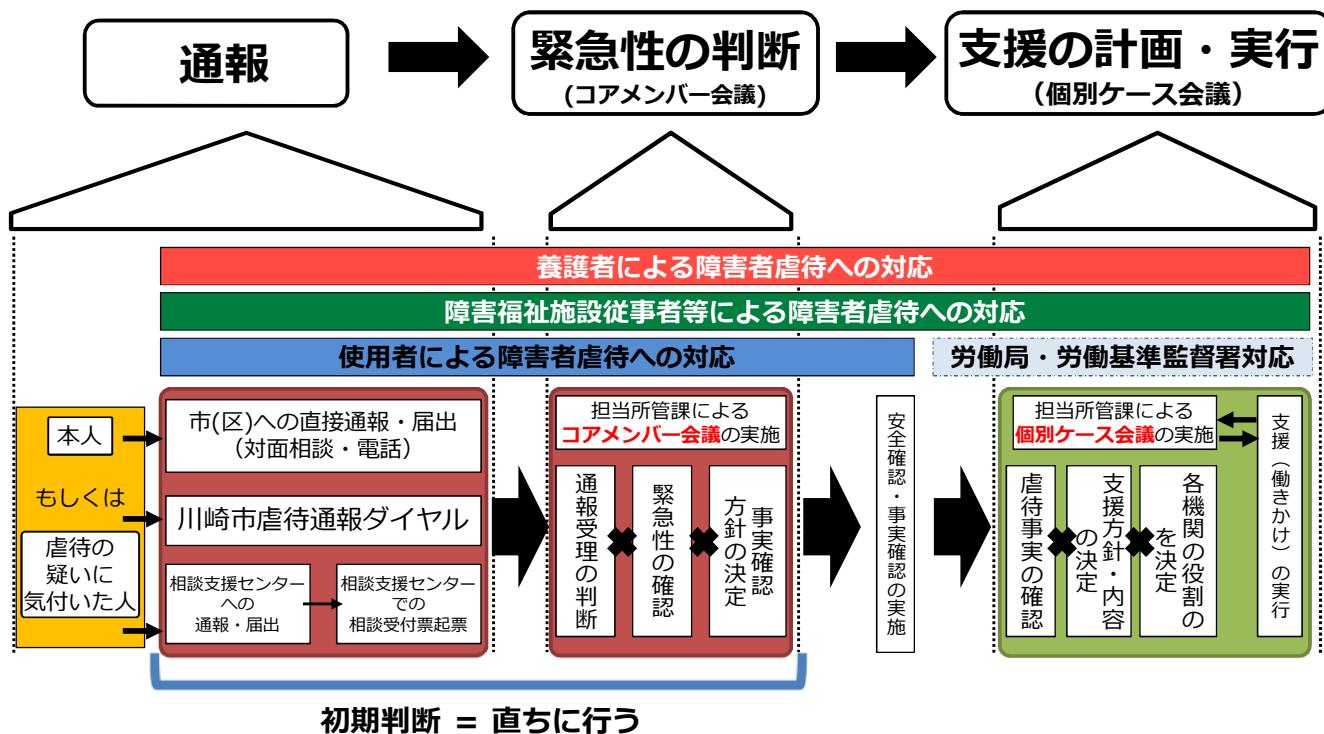
使用者による障害者虐待への対応

(2) 障害者虐待防止および養護者支援に関する広報・啓発

- 障害者虐待防止リーフレットの発行
- 障害者虐待対応マニュアルの発行

■障害者虐待防止等のスキーム

川崎市の市町村虐待防止センターでの対応の流れは以下のとおり



■川崎市障害者虐待通報ダイヤル

障害者の虐待にかかわる通報や届出は

「川崎市障害者虐待通報・受付専用ダイヤル又は専用FAX」



事業所における 虐待防止の取り組みの推進

■障害者虐待防止法と施設従事者

障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

関係者

- ・ 障害福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体
- ・ **障害者福祉施設従事者等**、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者 等

これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない（第6条第3項）。

障害者福祉施設の設置者等

障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置（第15条）

■施設従事者向け虐待対応手引き

障害者福祉施設等における虐待の防止と対応手引き

主な変更点（H 30. 6～）

- (1) 障害者虐待の事案に 証拠隠滅罪の罪に問われた事例を追記
（P 6、P 10）
- (2) 障害者福祉施設従事等による障害者虐待の「障害者福祉施設等」に新サービスを追記（P 7）
- (3) 刑法の改正で「強姦罪・準強姦罪」が「強制性交等罪・準強制性交等罪」に変更となり、それに伴う取扱いの変更を追記（P 7～P 8）
- (4) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における短期入所の「定員超過特例加算」の創設及びその期間は定員超過利用減算を適用しない旨と、「緊急短期入所受入加算」の期間の拡充について追記
（P 23～24）
- (5) 「身体拘束廃止未実施減算」の新設について追記（P 26～P 27）
- (6) 社会福祉法の改正による変更点を修正（P 44）

障害者福祉施設等における
障害者虐待の防止と対応の手引き

平成30年6月
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

■市内における虐待・権利擁護研修ご紹介

神奈川県障害者虐待防止・権利擁護研修

概要：

厚生労働省 障害者虐待防止・権利擁護事業として実施する指導者養成研修（例年7月～8月実施）の伝達研修（H 30実施内容）

平成30年11月19日・21日（カリキュラムは次のスライド参照）※募集は10月上旬頃

<設置コース>

- ・障害者福祉施設等設置者・管理者コース
- ・障害者虐待防止マネージャーコース

障施協権利擁護推進委員会職員研修会【特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会主催】

令和元年度実施内容

令和元年7月5日 新任職員研修（テーマ：施設・事業所における不適切行為をなくす）

令和元年10月8日 課題別研修（テーマ：子供の権利擁護、より良い支援をするために）

令和元年12月12日 中堅職員研修（テーマ：「権利擁護と意思決定支援」～基本に立ち返ろう～）

強度行動障害支援者養成研修【基礎研修】（川崎市強度行動障害支援力向上研修）【川崎市】

令和元年度第1回 10月29日・30日

募集時期：8月中

令和元年度第2回 2月26日・27日

募集時期：12月予定

平成30年度神奈川県障害者虐待防止・権利擁護研修 カリキュラム (設置者・管理者コース)

日	時 間	(分)	方法	科 目
1 日 11 月 13 (月)	9:45~9:50	5	/	オリエンテーション
	9:50~10:00	10	/	開会挨拶・研修趣旨説明
	10:00~11:00	60	講義	障害者虐待防止法の理解と虐待事案について
	11:00~11:10	10		休憩
	11:10~12:20	70	講義	当事者・家族の声を聴く
	12:20~13:20	60		休憩(昼食)
	13:20~14:20	60	講義	経済的虐待、放棄・放置の防止
	14:20~14:30	10		休憩
	14:30~15:30	60	講義	性的虐待及び心理的虐待の防止
	15:40~16:50	70	講義	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止について
2 日 11 月 21 (水)	9:30~10:40	70	講義	身体的虐待の防止及び身体拘束・行動制限の廃止
	10:40~10:50	10		休憩
	10:50~12:00	70	講義	職員のメンタルヘルス(アンガーコントロールを含む)
	12:00~13:00	60		休憩(昼食)
	13:00~14:30	90	講義	施設・事業所における虐待防止体制の整備
	14:30~14:40	10		休憩
	14:40~16:10	90	演習	施設・事業所における虐待防止体制の整備
	16:10~16:15	5		修了証交付準備
	16:15~16:30	15	/	修了証交付・閉会あいさつ

平成30年度神奈川県障害者虐待防止・権利擁護研修 カリキュラム (マネージャーコース)

日	時 間	(分)	方法	科 目
1 日 11 月 19 (月)	9:45~9:50	5	/	オリエンテーション
	9:50~10:00	10	/	開会挨拶・研修趣旨説明
	10:00~11:00	60	講義	障害者虐待防止法の理解と虐待事案について
	11:00~11:10	10		休憩
	11:10~12:20	70	講義	当事者・家族の声を聴く
	12:20~13:20	60		休憩(昼食)
	13:20~14:20	60	講義	経済的虐待、放棄・放置の防止
	14:20~14:30	10		休憩
	14:30~15:30	60	講義	性的虐待及び心理的虐待の防止
	15:30~15:40	10		休憩
2 日 11 月 21 (水)	9:30~10:40	70	講義	身体的虐待の防止及び身体拘束・行動制限の廃止
	10:40~10:50	10		休憩
	10:50~12:00	70	講義	職員のメンタルヘルス(アンガーコントロールを含む)
	12:00~13:00	60		休憩(昼食)
	13:00~14:30	90	講義	施設・事業所における虐待防止研修の進め方
	14:30~14:40	10		休憩
	14:40~16:10	90	演習	施設・事業所における虐待防止研修の進め方
	16:10~16:15	5		修了証交付準備
	16:20~16:30	10	/	修了証交付・閉会あいさつ

付録 虐待統計 (全国・神奈川県・川崎市)

■全国虐待通報統計

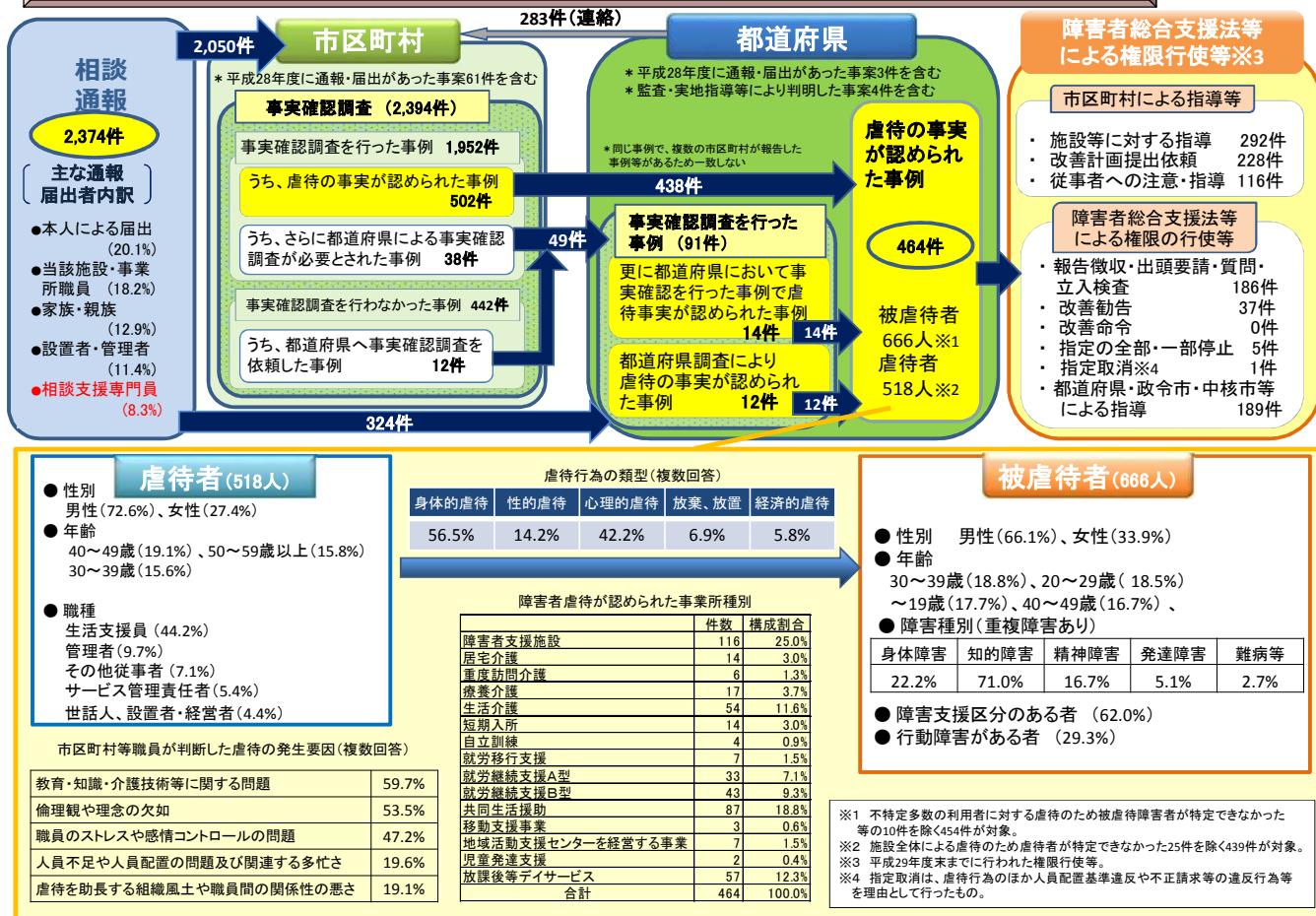
平成29年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	(参考) 都道府県労働局の対応	
市区町村等への 相談・通報件数	4,649件 (4,606件)	2,374件 (2,115件)	691件 (745件)	虐待判断 件数	597件 (581件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,557件 (1,538件)	464件 (401件)		被虐待者数	1,308人 (972人)
被虐待者数	1,570人 (1,554人)	666人 (672人)			

- 上記は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
- カッコ内については、前回調査(平成28年4月1日から平成29年3月31日)のもの。
- 都道府県労働局の対応については、平成30年8月22日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。（「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。）

平成29年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



■神奈川県の虐待通報統計

2 通報・届出・相談件数

市町村や県に寄せられた通報等の件数は、342件（371件）でした。

（内訳）

養護者による障がい者虐待 165件（196件）

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待 113件（103件）

使用者による障がい者虐待 64件（72件）

※ 使用者による障がい者虐待については、市町村及び県で通報等を受付けた件数と労働局において虐待等の疑いを発見し県に連絡があった件数を集計

3 虐待の事実が認められた事例

（1）件数及び虐待を受けた障がい者の人数

上記2のうち、市町村や県の事実確認により虐待の事実が認められた事例は141件（142件）、虐待を受けた障がい者の数は、164人（160人）でした。

（内訳）

養護者による障がい者虐待 93件、93人（99件、104人）

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待 32件、55人（26件、39人）

使用者による障がい者虐待 16件、16人（17件、17人）

※出典：平成30年12月26日神奈川県記者発表資料

■川崎市内における障害者虐待統計①

障害者虐待種別	平成28年		平成29年	
	通報	認定	通報	認定
養護者による障害者虐待	42	22	35	27
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	23	1	24	2
使用者による障害者虐待	2	-	1	-
合計	67	23	60	29

※川崎市の使用者虐待統計は市にて受理したもののみ。認定判定は県への通報義務に留まるため集計の対象外とする。

■川崎市内における障害者虐待統計②

<相談・通報・届出の内訳（平成29年度）>



養護者虐待		施設虐待
本人による届出	身体障害 知的障害 精神障害（発達障害を除く） 発達障害 難病・その他 不明（匿名含む）	0 0 3 0 0 0
家族・親族		2
近隣住民・知人		0
民生委員		0
医療機関関係者		3
教職員		0
相談支援専門員		8
施設・事業所の職員		6
虐待者自身		0
警察		7
当該市区町村行政職員		3
介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等		3
成年後見人等		0
その他（同じ施設の利用者、職場の上司）		0
合計		35
		合計
		24

■川崎市内における障害者虐待統計③

<虐待者に関する統計情報（平成29年度）>

養護者虐待の本人と虐待者の続柄 (虐待認定された27件の内訳)		施設虐待の対象施設 (事実確認の調査対象となった20件内訳) ※通報24件のうち事実確認調査を行っていない4件を除くもの
父	8	障害者支援施設
母	7	のぞみの園
夫	3	居宅介護
妻	2	重度訪問介護
息子	2	同行援護
娘	0	行動援護
息子の配偶者（嫁）	0	療養介護
娘の配偶者（婿）	0	生活介護
兄弟姉妹	2	短期入所
祖父	0	重度障害者等包括支援
祖母	0	自立訓練
その他	3	就労移行支援
合計	27	就労継続支援A型
		就労継続支援B型
		共同生活援助
		一般相談支援事業及び特定相談支援事業
		移動支援事業
		地域活動支援センターを経営する事業
		福祉ホームを経営する事業
		児童発達支援
		医療型児童発達支援
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
		障害児相談支援事業
		合計
		20

■川崎市内における障害者虐待統計④

<養護者による障害者虐待の状況(平成29年度)>

(1)被虐待者の属性等

ア 障害種類別人数(重複含む)

障害種別	人数
身体障害	6人
知的障害	18人
精神障害(発達障害除く)	5人
発達障害	0人
難病・その他	1人
不明	0人

イ 行動障害の有無

区分	人数
A:強い行動障がいがある(区分3、行動関連項目8以上)	7人
B:認定調査を受けてはいないが、Aと同程度の行動障がいがある	0人
C:行動障がいがある(A、Bに該当しない程度の行動障がい)	4人
D:行動障がいがない	9人
E:行動障がいの有無が不明	7人
合 計	27人

(2)虐待の種類別件数(重複含む)

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	合計
件数	16件	1件	6件	9件	6件	38件

■平成30年度障害者虐待通報ダイヤル通報統計

入電内容	虐待通報	虐待以外の相談等	間違い等	総件数	うちFAX件数
	55	95	13	163	10

2.各項目別受付状況

虐待の種別	地区別	虐待の通報・届出												虐待(その他の相談しないもの)	虐待(間違い等)	うちFAX件数									
		虐待通報(内容別)						虐待通報(障害別)																	
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放介護・世話の放棄・	経済的虐待	計	身体障害	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語・その他	内服・免疫機能障害	不明	知的障害	と左記の重複障害がある人	精神障害	と左記の重複障害がある身体障害人	その他	不明	計					
虐待の種別	地区別	養護者による虐待	4	1	7	5	2	19	2	2	0	0	0	0	2	0	9	1	0	0	16	0	0	0	
		障がい者福祉施設従事者による虐待	7	0	11	5	1	24	2	2	0	0	0	0	0	8	0	3	0	0	2	17	1	0	0
		使用者による虐待	1	1	3	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	
		その他	1	2	1	2	0	6	1	1	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	5	2	0	0	
計		13	4	22	12	4	55	5	5	0	0	0	0	0	11	0	18	1	0	2	42	3	0	0	
地区別		川崎区	3	0	9	2	3	17	2	2	0	0	0	0	2	0	7	0	0	0	13	12	0	1	
		大師地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		田島地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		幸区	1	0	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	3	0	0	
		中原区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	
		高津区	1	1	1	1	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	3	2	0	0	
		宮前区	2	0	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	17	0	0	
		多摩区	1	1	2	2	1	7	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	4	4	0	1	
		麻生区	1	0	4	3	0	8	2	2	0	0	0	0	2	0	3	1	0	0	10	7	0	0	
		その他	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	
		不明	3	0	3	1	0	7	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	5	43	13	2	
		計	13	3	22	11	4	53	5	5	0	0	0	0	11	0	17	1	0	2	41	95	13	4	

計画相談支援の拡充

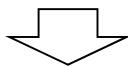
～指定特定相談支援事業所～
～指定障害児相談支援事業所～

川崎市 健康福祉局 障害計画課

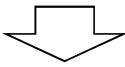
1

計画相談支援の拡充

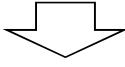
平成27年4月以降、障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用する場合には、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を必ず作成する必要がある。



指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所、相談支援専門員が不足。



指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所、相談支援専門員の拡充が喫緊の課題。



指定特定相談支援事業所等の開設および相談支援専門員の拡充について、御検討ください

2

2

相談支援の意義

障害者の地域での生活を可能にするために、

あらゆる障害者からの相談を受け止め、

障害者の立場に立って生活を支え続けることのできる活動の総体

(平成22年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「相談支援ガイドライン」 日本相談支援専門員協会)

障害者の相談支援は、**個別支援と地域づくりを両輪**とし、ソーシャルワークとして展開してきた。本来的には、相談支援専門員はソーシャルワーカーであり、基本相談を核とした個別支援と地域づくりの両輪で業務を行っていくことが求められる。

(平成25年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「相談支援に係る業務実態調査報告書」日本相談支援専門員協会)

3

求められる相談支援専門員像(神奈川県)

利用者の夢や希望、葛藤を含めて、

一緒に考えていくかかわりの中で

利用者との信頼関係を築き、

地域で安心して生活が送れるよう、

利用者を中心とした支援を行い、

地域を基盤としたソーシャルワーカーとして、

ネットワークや地域づくりの働きかけができる人材

利用者が主人公
(本人主体)

個別支援と地域支援

地域を基盤とした
ソーシャルワーカー₄

相談支援専門員の業務内容と要件

相談支援専門員の業務内容

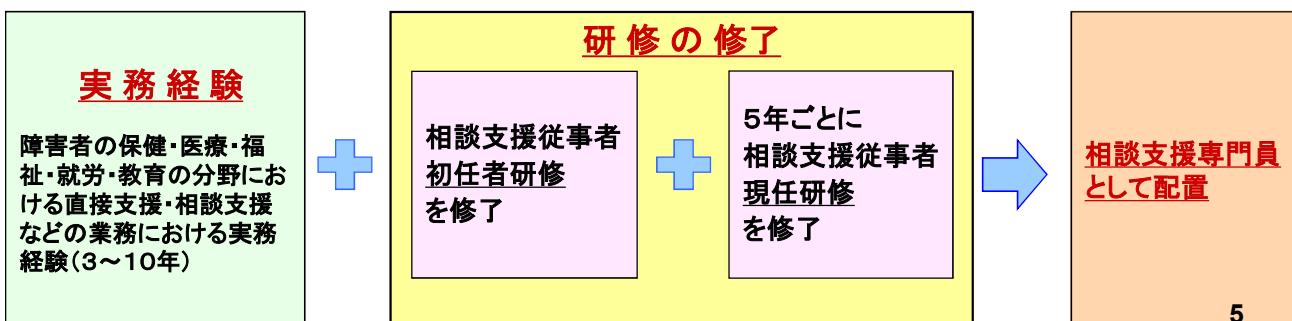
○基本相談支援

- ・障害者・障害児等への相談支援

○計画相談支援

- ・サービス利用支援(サービス等利用計画)
- ・継続サービス利用支援(モニタリング)

【相談支援専門員の要件】



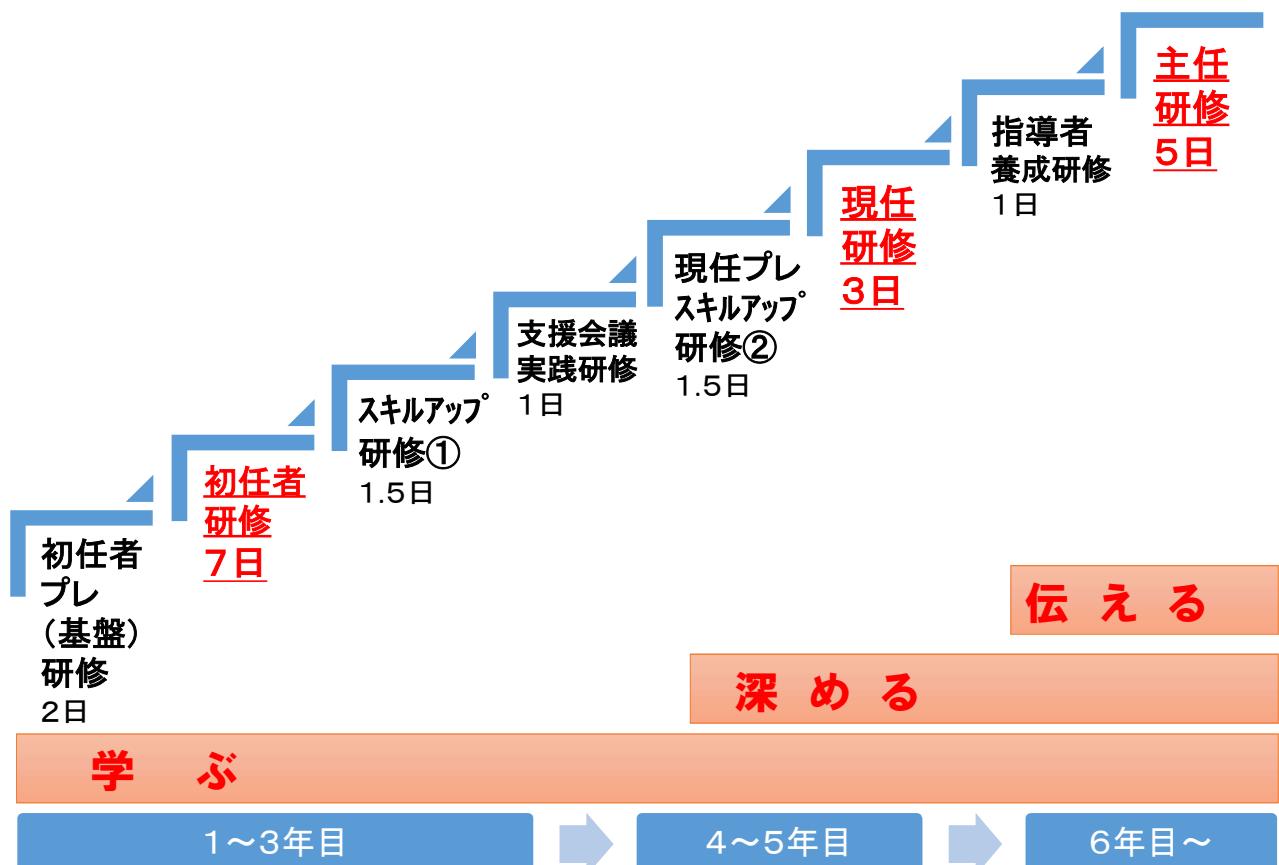
相談支援専門員の実務経験

		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※1	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※2を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員主任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者	

※1 平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

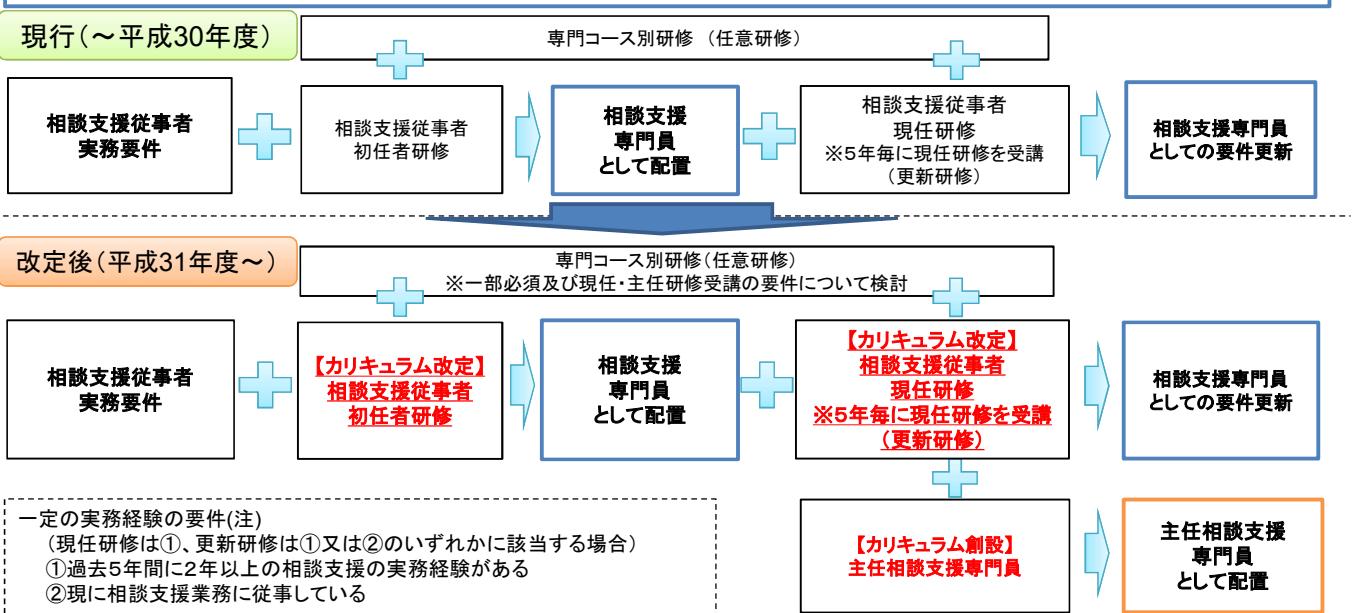
※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

川崎市相談支援従事者研修体系イメージ図



相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケーマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する**。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。（※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働く環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設**。



計画相談支援の拡充に向けた取組

計画相談支援を実施する上での主な課題として、

○報酬が低く採算が取れない

○業務実施に必要な情報が十分に得られない

これらの課題解決に向けて、

① モニタリング実施標準期間の変更

② 指定特定相談支援事業所の拡充に向けた補助金創設 (計画相談支援体制強化事業費補助金)

③ 指定特定相談支援事業所向け手引きの作成

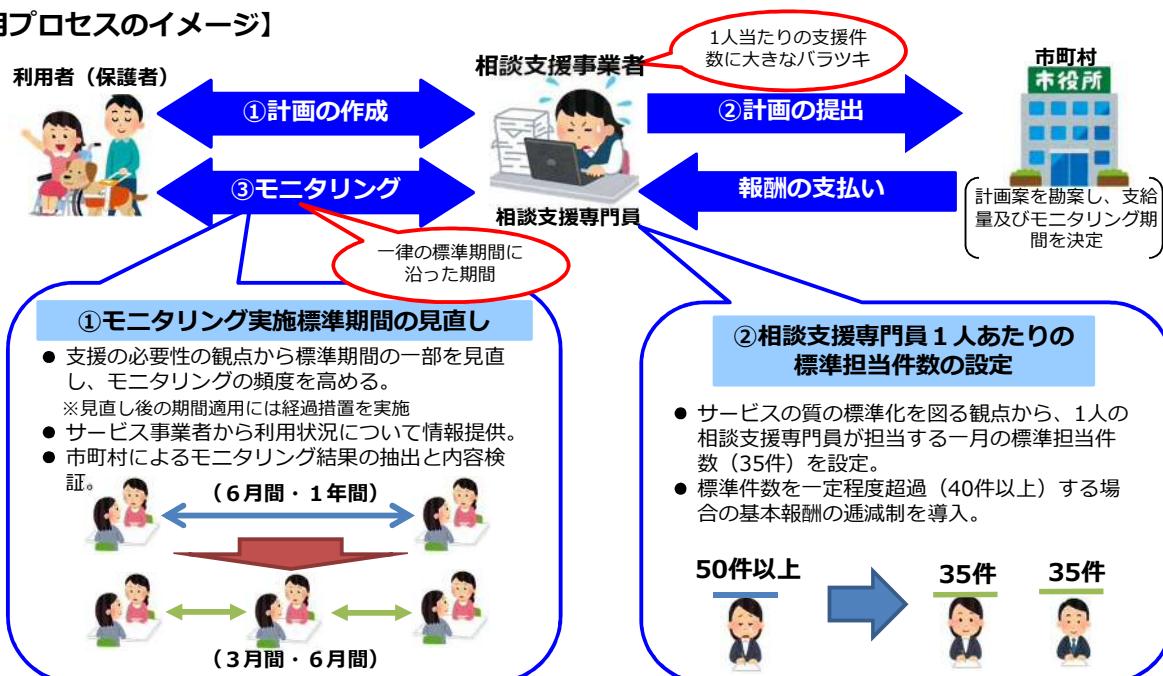
「障害福祉情報サービスかながわ」 → 「書式ライブラリー」 →
「3. 川崎市からのお知らせ」 → 「1. 川崎市からのお知らせ」 →
「計画相談支援の手引きの掲載について (2019/5/13)」

平成30年度制度改正の概要(相談支援)

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価①

- 計画相談支援・障害児相談支援の利用プロセスは下図のとおりとなっているが、
①一律に標準期間に沿ったモニタリング期間を定めている市町村が多いこと（6ヶ月に1度が5割超）、
②相談支援専門員1人当たりの支援件数に大きなバラツキがあること（担当件数の1月平均は13.5件。50件以上担当している者も存在）、
③事業所の質の評価として特定事業所加算が存在するが、個々の支援に着目した加算は存在しないこと
が課題となっていることから、これらに着目した見直しを行う。

【利用プロセスのイメージ】



計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価②

③特定事業所加算の拡充

※相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する加算

- 支援の質の向上と効率化を図るために特定事業所加算を拡充。
 - より充実した支援体制を要件とした区分を創設。
 - 事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間（3カ年）に限り設ける。

【加算Ⅰ・Ⅱ】
400・500単位／月



- 常勤かつ専従の相談支援専門員 4名以上
- 1名は主任相談支援専門員（加算Ⅰ）
- 1名は現任研修修了者（加算Ⅱ）
- 24時間連絡体制の確保 等

【加算Ⅲ】
300単位／月



- 常勤かつ専従の相談支援専門員 3名以上
- 1名は現任研修修了者
- 24時間連絡体制の確保 等

【加算Ⅳ】
150単位／月



- 常勤かつ専従の相談支援専門員 2名以上
- 1名は現任研修修了者
- 24時間連絡体制は不要 等



④高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。

- 初回加算（計画相談支援に今回創設） 300単位／月
- 退院・退所加算 200単位／回
 - 退院・退所後の地域生活への移行に向けた医療機関等との連携を評価
- 居宅介護支援事業所等連携加算（計画相談支援のみ） 100単位／月
 - 利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、居宅介護支援事業所等に対し、居宅サービス計画等の作成に協力

- 専門性の高い支援を実施できる体制を整備し、公表している場合に評価。

- 行動障害支援体制加算 35単位／月
 - 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を配置
- 要医療児等支援体制加算 35単位／月
 - 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を配置
- 精神障害者支援体制加算 35単位／月
 - 地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等を修了した相談支援専門員を配置

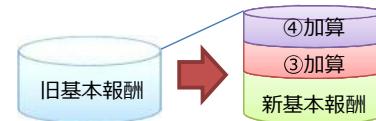
⑤計画相談支援の基本報酬の見直し

- ①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化

※ 障害児相談支援は見直しを行わない

※ 新単価の適用には経過措置を実施

- サービス利用支援費 1,611単位／月 → 1,458単位／月
- 継続サービス利用支援費 1,310単位／月 → 1,207単位／月



11

計画相談支援モデル報酬シミュレーション

担当件数55件で算定

計画相談、モニタリング（3月間）、初回加算（1割）、モニタリング等加算、研修体制加算

平成29年度（特定加算なし） 35,000円／1人 1,930,000／年

令和元年度（特定加算なし） 70,000円／1人 3,840,000／年

令和元年度（特定加算IV） 80,000円／1人 4,380,000／年

計画相談支援体制強化事業費補助金を本年度創設（1）

【目的と概要】

川崎市に所在地を置く、指定特定相談支援事業所もしくは指定障害児相談支援事業所

（以下、「相談支援事業所」）が、当事者主体による相談支援に取り組み、

複数の相談支援専門員配置体制を構築し、

計画相談支援の体制強化及び質の向上を図ることを目的とする。

特定事業所加算

（1）新たに配置した常勤専従の相談支援専門員1名につき、
交付要件①～⑦をすべて満たした場合、130万円を上限に補助。

（2）本条（1）を満たせなかった場合において、
新たに配置した常勤専従の相談支援専門員1名につき、
交付要件①～③をすべて満たし、なおかつ④～⑦のうち3つを満たした場合、
111万円を上限に補助。

（3）補助回数は（1）または（2）のいずれか1回とし、1名1回限り。

（4）1年につき1事業所2名を上限。

計画相談支援体制強化事業費補助金を本年度創設（2）

【交付要件】

①平成31年4月1日以降に新たに常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置し、今後も配置を継続する見込であり、常勤専従の相談支援専門員に対する人材確保・定着支援に取り組んでいる。

②常勤換算で相談支援専門員を1.5名以上配置している。

③本市が実施する所定の相談支援従事者研修について、平成31年4月1日以降に合計3日以上修了。

④新たに配置した常勤専従の相談支援専門員は、本市受給者の計画相談支援等を20件以上担当。

⑤常勤換算で相談支援専門員を平成31年3月31日と比較し、1名以上増員していること。

⑥計画相談支援等を平成31年4月1日以降に、新規（事業所変更を含む）で20件以上担当。

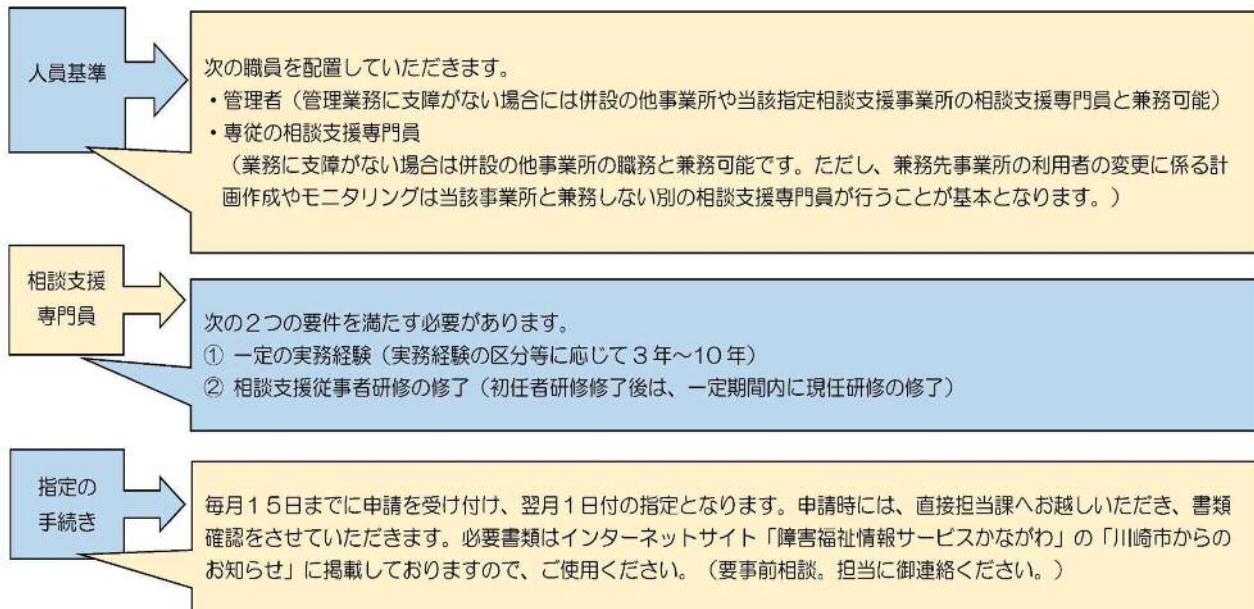
⑦相談支援事業所として、計画相談支援等を常勤換算で相談支援専門員1人あたり35件以上担当。

○詳細は、次に掲載

「障害福祉情報サービスかながわ」→ 「書式ライブラリー」→
「3. 川崎市からのお知らせ」→ 「1. 川崎市からのお知らせ」

○令和2年度は議会での予算成立が条件

【指定手続き関係】



【お問い合わせ先】

○相談支援専門員の研修に関すること

川崎市健康福祉局障害計画課地域支援・療育係 TEL：044-200-0871

○相談支援事業所の指定に関すること

川崎市健康福祉局障害計画課事業者指定担当 TEL：044-200-2927